

10. 出 倉

(一) 出倉の成り立ち

出倉の集落は字宮ノ下地区と字家の北山の二つの集落から成り立っている。

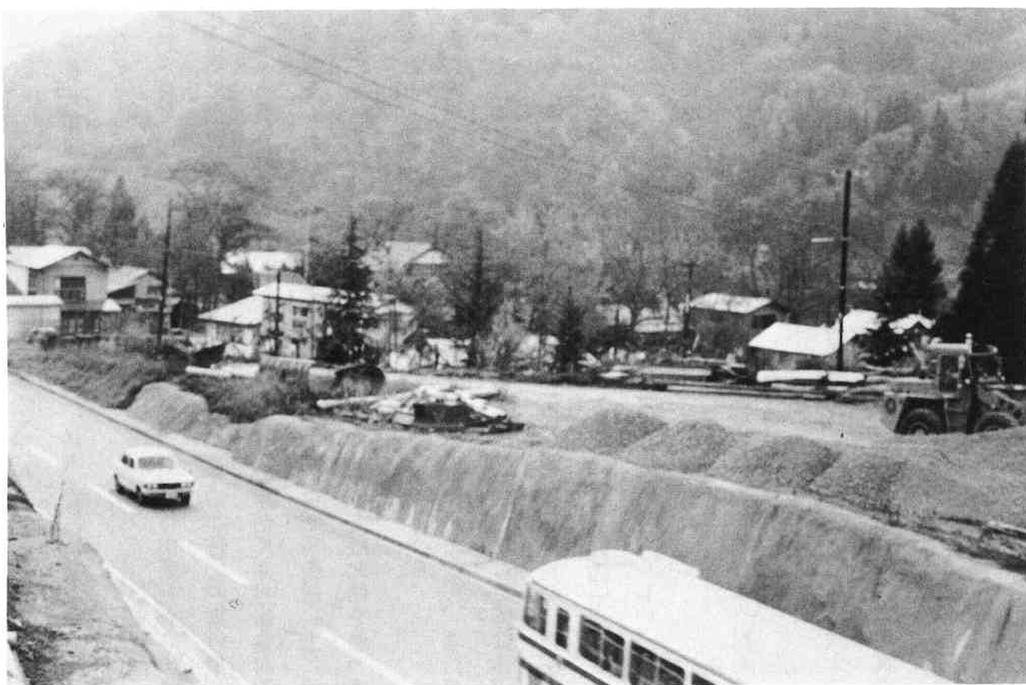
宮ノ下の地区集落は藩政時代以前から発祥している古い集落であるが、家の北山は柳津温泉開発後にできた集落で昭和になってから開けた新しい歴史の集落である。職業も、宮ノ下の方は農業中心であるが、家ノ北山の方は商店・給料生活者・製材業など第二次産業を中心として多様である。

宮ノ下地区の古い歴史を持つ出倉の集落がいつのころに形成されたかは不明であって、寛文五年の『牛沢組郷村方改帳』によると、

「此村南北四十間東西二十間、家居一纏イ、南ハ山、後ハ只見川、良ノ方二里(十二町、当時は一里は六町であった)隔、端郷龍蔵庵家二軒在リ、出倉村之謂不分明」「家七軒、竈十、男二十六人、女二十八人、馬六匹、年々増減アリ」

と記されている。

これによると、寛文五年(一六六五)、つまり、今から約三〇〇年前の出倉は本村に七軒、端村龍蔵庵に二軒、合計九軒の家数から成り立っていた集落だったことになる。龍蔵庵にあった二軒の家は、龍蔵庵の神主を務めていた船木家が庵を立てたので龍蔵庵と名づけられた地に、出倉から出住したものである。古記録に、



出倉の集落 (家の北山)



出倉の集落（本村出倉）

「扱テ、夢世力庵ノ跡ハ今家ヲ住ス、此所ヲ名、龍藏庵、其後慶長元年自出倉邑道上エ出住ス。是ヲ上龍藏庵ト云フテ出倉村分ナリ」

と記されている。これによると上龍藏庵の二軒は出倉村から出住したために出倉の端村となっていたわけで、その出住の時期は慶長元年（一五九六）というから、今から約三八〇年前に本村出倉村から上龍藏庵が分れたことになる。この上龍藏庵は沼田街道の上に位置したのであるが、この道は昔時は現在よりも下方の北側を通っていたことに注意してほしい。

慶長元年（一五九六）に上龍藏庵が分村したのだから、本村の出倉はそれより古い時代にすでに集落を形成していたことになる。文禄三年（一五九四）に会津の領主蒲生氏郷が領内高目録を作製させたときに出倉は、「中伊豆倉 五十一石五斗、大七兵衛」と記されているので、「伊豆倉」と表記されていたことがあったらしい。

(二) 寛文期の出倉

寛文五年（一六六五）の出倉の村況はおおむね次のようなものであった。

家数が本村出倉に七戸、端村龍藏庵に二戸あり、村高は六十二石三斗三升二合で、文禄の高目録よりも約十石の増石で免（年貢率）は三ツ四分三厘余で、二十一石四斗三升九合分を藩に上納していた。田畑の耕作面積は、田方が二町七反一畝二十四歩、畑方が五町十一歩に及んでいて、晩稲を多く作り、他に大麦、小麦、大豆、タバコ、小

豆、大角豆、胡麻、油荏、粟、稗、蕎麦、大根などを栽培している他に、御役漆木が五五六本で、漆五盃五合余、御役蠟十一貫六八四匁、大買蠟七貫七八九匁があった。また、集落の南方にある松倉山から産出する岩石は庭石として値うちがあり、そのために会津藩ではこれを留山としているほどであった。西にある只見川は、

「村ノ西只見川流ル、幅五十間、水深クシテ常ニユクリ船ニテ往來ス。雑喉、川戈、秋ニ至リテ鮭ノボル」(『寛文五年万改帳』)。

とあるように、対岸の野老沢、中山方面への交通は専ら船によるもので、川の魚類も豊かであったから、鮭などもとれたわけである。

また、道路は現在の松倉山の下のトンネルに代表される只見川沿いの幅広い直線道路ではなく、

「出倉村山ハ家ノ東合戸村山境峯割ニシテ西向片平ラ山、東ヨリ南エ二里半麓ヨリ頂ニ至テ十丈、頂上を松倉峠ト云、山中ニ柳津ヨリ伊北エノ海道アリ」

とあるように、この松倉峠の中を伊北村(現只見町)へ達する道路がとおっていて、これを御蔵入街道と呼んでいた。それが明治十四年から十五年(一八八一、二)ごろに二本木坂から出倉方面にでる現在の道路への基礎と変線されたわけである。このころから、この道路は仮定三等県道に格付けされ、松倉山に隧道を穿ち滝谷川川口へ直接結びつき、豊橋という船橋もかけられてから近代的な道路へと脱皮して、車馬の運行を便利にしたのである。

寛文時代に出倉には、明神ノ宮、伊勢宮の二社が祭祀されていた。

「明神ノ宮、村ノ巽二十間ニ在開基不知、方五尺ノワラ葺、社ノ地東西六間南北八間、杉一本アリ」また、「伊勢ノ宮、村ヨリ辰ノ方二十間ニアリ開基不知、方三尺ノワラ葺ナリ、社ノ地方三間、粟一本アリ」(『同前書』)。

とある。ところがこの二社は文化年間以前のいつのころかに赤城神社(明神ノ宮)に伊勢ノ相殿座として合祀されるようになった。神主として龍藏庵の船木伊勢がこの神社を司どった。

また、年不詳ではあるが、おそらく寛文以降の時期を示す次の記録がある。

出倉村 肝煎助左衛門 悴伊三郎

高六拾四石四斗式升九合 本田 新田

免 六ツ

田 三拾三石壹斗八升式合

此反畝 式町六反六畝拾九歩

畑 式拾式石壹斗九升七合

此反畝 三町九反五畝拾歩

高九石五升 新田

人数 七拾壹人 内三拾三人男 三拾八人女

家数 拾壹軒 但拾壹竈 馬拾壹疋

一、綿役 銀七匁式分

一、糠葉 銀拾匁三分九毛

一、足前銭 壹貫四百四拾文

一、山役 銀三匁三分六厘

一、漆木 五百五十六本三分

一、漆目 五匁五合六夕三才

一、蠟目 式拾三貫九百貳拾目

内 拾壹貫八百八拾貳匁

御年貢

七貫七百八拾八匁

大買蠟

四貫四百五拾匁

小買蠟

これによると、村高は六十四石四斗式升九合（本田・新田）の他に新たに高九石五斗の新田が付け加えられ、村高は合計して七十三石九斗式升九合となっていて、寛文五年よりもさらに村高が十二石六斗近くも増加し、家数も九戸より十一戸と二戸も増加していて村の開拓、進展が考えられる。

(三) 文化期の出倉

この十一戸という出倉の戸数は、有名な天明の凶作をも乗り切つて減戸することもなく文化年間（一八〇四〜一八一七）に至って、十一戸の戸数とひき続いている。『新編会津風土記』には、

「○出倉村、府城の西に当り行程七里五町、家数九軒、東西一町四十間南北二十間、山中にあり、西北に只見川を帯び東南僅に田圃あり。……又丑寅の方十二町に一区あり、龍蔵庵と云、家数二軒、東西五十間南北四十間、阿久津村に並ぶ ○山川 ○松倉

山村南八町にあり、登ること二町計、南は小野川村に界ふ ○

二本木坂 村東六町にあり、此を越て阿久津村にゆく。○只見川村西二町余にあり、小野川村の界より夾り北に流れ東に転じ、凡十二町計を経て阿久津村の境内に入る」

と記述されて、戸数は本村九戸、端村二戸、計十一戸である。天明の大飢饉のために、他の集落が廃村または減戸となっているのがほとんどであるのに対し、出倉は減戸をみていないのはどうしてであろうか、そのあたりは明らかでない。

(四) 明治以降の出倉

明治八年八月十二日に出倉村は柳津村、安久津村と三村合併をし柳津村となった。

明治十九年当時の柳津村の人口は七二七人、戸数一四五戸であった。明治二十二年四月一日にはこの柳津村と大柳村、細八村の三村が合併して柳津村となり、さらに、大正十年五月一日には柳津村、倉戸村、飯谷村の三村合併して柳津村となり、全村新十月十日旧九月九日を以て惣祭礼日と定めた。昭和十七年五月二十日に柳津村は柳津町となって町制を施行し、昭和三十年三月三十一日には西山村と合体合併して柳津町が誕生した。出倉村はいずれの場合にもこれに従ってきた。

大正年間に小の川の増井彦衛氏と円蔵寺住職の沖津堪宗氏が中心となり、西山地区の荒湯から温泉をひく工事を始めたが中止になった。

その後柳津温泉工業株式会社がこの計画を受けつき、昭和十三年（一九三八）に、この荒湯からの引湯工事が成功して、字家ノ北山地区の現集落地内に、柳津温泉として開業したのである。この柳津温泉旅館として開業したのが、春江荘・小川屋・えびす屋・荒湯旅館などで、戦時中まで繁昌したが終戦後は資材不足等のためにしだいに衰えてきた。なお戦時中には、東京下谷区上野国民学校の児童たちが学校疎開として、出倉温泉に寄宿した。

昭和十六年（一九四一）には現在の国鉄只見線が柳津から宮下まで開通され、出倉の近くに郷戸駅が開設され、石生・石神・古屋敷・出倉など郷戸原方面の集落に大きな利便をもたらし、物資運輸も容易になった。昭和十六年十月二十八日に郷戸駅は営業を開始し、昭和二十七年に十五万人、同二十八年に十万人、同三十一年に五万八千人の年間乗降客があり、駅員四名が業務に就いていたが、昭和四十年代には他の交通機関の利用などがあってこの駅の乗降客が急速に減少した。このために郷戸駅は昭和四十六年十月に無人駅となった。

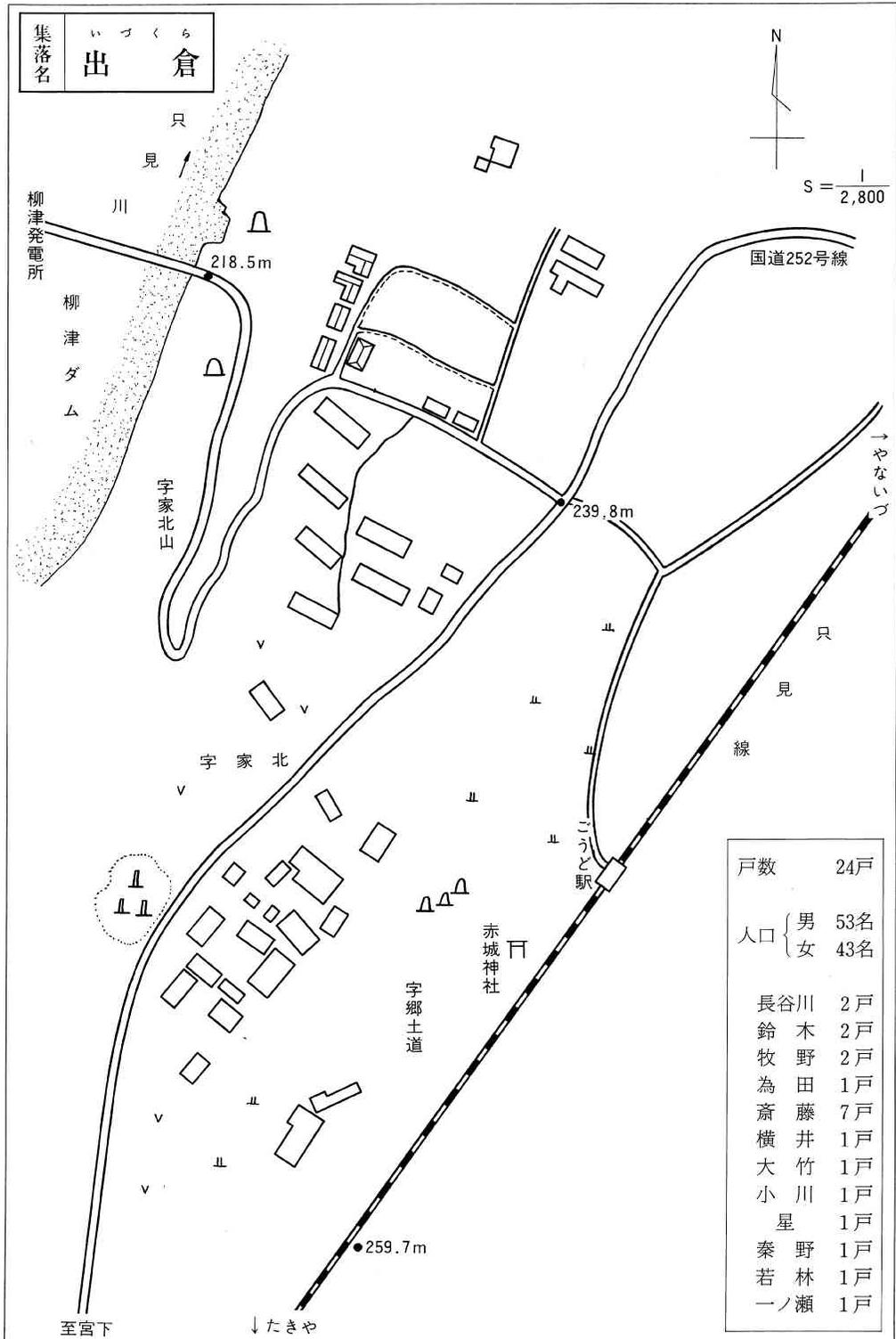
戦後、産業復興の基盤として電力開発が叫ばれ、只見川はにわかには脚光を浴び、昭和二十五年には東北電力只見川調査所が設置されるとともに、只見川の出倉地内にも柳津発電所建設工事が開始されることになった。

昭和二十六年（一九五一）七月には柳津発電所工事が開始され、東北電力建設事務所・倉庫・社宅、鉄道専用側線などの工事が完成した。静かな山峡の村落はにわかには活況を呈し、終日建設の音がひびきわたった。同年十一月からはこの発電所建設工事の請負いをした前田建設工業株式会社の事務所・合宿所・社宅ができ、三百人以上を収容する労働者の飯場が三、小さい飯場が三もできて、二千人からの建設労働者が集まった。昭和二十八年のころには、外来者の食料品店・飲食店・パチンコ店・理容店・衣料品店等もでき、いわゆる発電所景気が生まれた。

昭和二十八年に柳津発電所は工費三十四億円を要したが、最高出力五万キロワットの発電力を有する近代的ダムとして誕生した。

昭和三十四年には、かつては五戸しかなかった家の北山の新しい集落は、鉄道公舎二、発電所社宅、合宿など十四を含めて著しく戸数が増加して、全世帯数三十七戸に及んだ。職業も種類が多く、桐材商・豆腐店・洋裁店・建設業・雑貨店・下宿業・会社員・公務員など多彩であった。宮ノ下地区の農家は耕地は水田八ヘクタール、畑三ヘクタール、山林六ヘクタールを有して、牛一、馬五、養豚農家が三戸という状況にあった。

ところが、この柳津発電所も自動化されるとともに多くの発電職員が他に配置されて、社宅に住む人々もなくなってしまった。



三、小 卷

(一) 村名の発祥

はじめ小巻と名づけた。四町程の東に寺林山と称した瑞光寺山がある。只見川に突出した岩状の段丘で只見川をS字形に湾曲させて流れの一部に変化を与え小巻をつくっているのである。大同（八〇〇年代）のころ福満虚空蔵尊の御曾木が揚河を遡ってここへ着くとその小巻の渦に漂

うて、前後に進ま
ず円く巻いていた
という伝承によっ
て、集落名を小巻
と名づけたという。
この小巻は向側の
梅田土堤との間に
只見川の流れを変
化させて、昭和三十
一年と昭和四十
四年の大洪水には
湛水して想像に絶
する災害をおこし
たのである。小巻



小巻の集落遠望

はいつのころにか小巻と書き、寛文（一六六〇年代）の書上には小巻を用いている。しかし間もなく即ち寛文五年（一六六五）以後のころ、もとの字の小巻とかえることにしたと記してある。

(二) 原始の小巻

只見川左岸の山麓を開拓して縄文時代（四、五千年前）から生活していた。古屋敷遺跡から縄文・弥生時代の出土品はそれを証明する貴重な土器石器などである。そのころの只見川の水位は現在水位よりずっと高い処であったろう。柳津虚空蔵堂下の岩石にみえる連痕をみても知ることができる。ここに居を定めた人たちは、村北の板沢川の水を利用して生活用水と灌漑水にし、少しずつ稲作をはじめたであろう。

しかし只見川沿岸低地の開田はそれからしばらくあとのこととされる。また現在集落から約二キロメートル西方に一小集落があった、岩倉いわくらといひ現在も水田・畑そして清水もあるゆるい傾斜地で、面積も広く好適地であったが、飯谷山と鳩倉山などの山崩れがあり現在地に移住してきたという。五戸の目黒家がそれであると伝えている。

(三) 『万改帳』にみる小巻

また、会津藩（第十一代）芦名盛信に仕えた新井田氏がある。このことは新井田甚助氏に伝わる系譜によると、芦名盛信に仕えたころは、北会津村の東麻生には新井田姓がある。この地から芦名十八代盛隆の臣であるとき、大永年中（一五二一〜二七）新井田重俊が

小巻に所替されたとみえている。

寛文五年の『稲河領牛沢組郷村万改帳』をみると、小巻は戸数十四軒で竈は二十三であった。一軒に何組かの家族が住んでいたように、人口は男六十二人、女五十人の計一一二人であった。馬はわずかに六匹しか飼っていない。この寛文五年（一六六五）に、それまで非常に努力して開田開畑に成功し、田方四町六反二畝二十歩になった。それでも黒土田が二町三反、黒野土交りが三町八反二十四歩で比較的よいが、他は小石交りと砂礫交りで並し下ノ中と検地されている。

この水田にほとんど晩生（おくて）稲を耕作している。畑は十二町六反八畝二十四歩で、これも七反五畝が黒直土、一町七畝二十二歩は黒土のよい畑で他は赤土粘土交り、小石交りで耕作に苦勞したとある。畑は並し下の上と検地された。

この畑には大小麦・煙草・芋（二度芋と長芋・里芋）粟・稗・麻小豆・大豆・大角豆・胡麻・油荳・大根・菜等を作り野蒜のびるも利用して生活し、山は広大な背後の木、材木を利用した。小巻は晩秋から初夏に木炭を製して生活のもとでとされているとされている。

江戸時代の年貢は比較的によく納めてある。

延宝三年の上納割当をみると左のようで、その当時の肝煎は治右衛門となっている。

延宝三年（一六七五）

書上帳

村高 百六十九石九斗一合 本田・新田

免六ツ八分五厘

田 七十二石二斗三升三合

此反別五町八反三畝十六歩

畑 五十七石五斗九升

此反別十二町九反四畝十三歩

高 四十石五斗三升

人数 一六一人（男九十三人、女七十四人馬十四匹）

家数 三十八軒（竈四十五）

綿役 金一分、銀八匁七厘七毛

糠藁役 金一分、銀十匁八分二厘九毛

足前役 三貫三百七十五文

山役 金一分、銀十二匁四分

同 銀九匁六分

漆木役 千七百五十三本七分

漆目 十七盃五合七勺三才

蠟目 七十五貫四百十匁

三十六貫八百二十八匁 御年貢蠟

二十四貫五百五十二匁 大買蠟

十四貫三十目 小買蠟

延宝以後も開畑と共に畑を水田に変えている。丸山新田、そして

弘化二年（一八四五）には仏生ヶ原を新田とした。小巻の新田名はこのころである。現在は戸数三十戸、人口一三〇人、内男五十八人女七十二人で、水田一〇・六二ヘクタール・畑七・〇八ヘクタールで外に二十三アールの果樹畑がある。

（四）小巻館

芦名時代には小巻館があった。芦名中期滝谷館皆川七郎の別館出城としたともいう。

現在は館跡とも向館ともいうが、館主が住んでいた。今は杉林や畑になっているが、天正十七年芦名氏を伊達政宗が征伐したとき、横田の山ノ内氏討伐軍に入った軍兵に、小巻館は征められて敗北したままで現在に至っている。この近くに、乱斗、城戸場、打入等の地名があるのはその名残である。

（五）小巻の神仏

神仏の信心も深い集落である。古くは稲荷神社を鎮守として祀り岩倉に熊野神社、そして下平に若宮八幡宮をそれぞれ祀っている。この三社の神霊は今年からちょうど三百年前の延宝三年（一六七五）に稲荷神社に合祀した勧請札が納められている。

若宮八幡宮の石祠は、新井田幹夫氏宅地に現存している。神域も清らかで参詣している人もあり、御賽銭や餅も供えられている。

ここに珍らしく道祖神が多く供えられている。婦人の参詣が多いとのことで、男の子を生むとき、八幡の神（応神天皇）の軍神と敬まわれたことによって、あやかっているのかとも考えられた。

応神天皇は胎中天皇と別称し、神功皇后の御懐妊のとき朝鮮征伐に大勝利をおさめられ、凱旋後に安産された故事によるものだろうか。そこまでは新井田タケ氏は話されなかった。男根が四〜五体その他にそれに似た形の石や丸い石が数多く奉納されていた。

お産といえばこの集落に非常に安産に御利益のある優婆（姥）神が渡部孝一氏宅に祀られている。像高は三十センチほどの木像で、右立膝の姥神である。猪苗代町関都にある優婆神と同形で、安産を守護する神なのである。渡部家以前からの信仰が連続として続いている信仰神で、地区の若妻たちは年二回の御詠歌奉納のお祭りを行っている。この神は旧柳津地区の信者の人々は自宅にお迎えして、出開張を行い信仰しているという。遠くは金山町、西会津町黒沢の方へも数度の出開張をした歴史を持っている尊い神である。仏壇と別に古いお厨子に奉安され、安産の婦人の礼参りの布が何枚か納められて美しい。

また、小巻には二体の石地藏尊と会津盆地では数少ない六面地藏尊灯籠型がある。一体は新井田甚助家と深い縁りがある。他の一体は長い間この信仰を集めていた地藏尊で、この世の幸福を守り下され、極楽浄土への導きを祈願してきたのである。老翁媪たちは香を焚いて深い祈りを捧げているのをみると頭の下る思いがする。

さきにも記したように、地藏尊は生の世界と死の世界をつなぎ、地獄におちてゆく人を導き解脱させて、極楽へ導き、とくに幼い子供への死へは温い手をさしのべて、よく仏法を説き衣の袖に包んで救

い給うのである。その他この世の悩み苦しみ多い人々が地藏尊に祈願をこめると、その場に自ら馳せ参じて救い給うといわれてきた。

そのため地藏尊は、裸足に錫杖をもち、お厨子に立とまりまたは安座するみ仏ではない。

小巻の地藏尊も二体と六面地藏があり、深い信仰を重ねてきている。その中の一体は新井田甚助家と由緒のつながりのある地藏尊なので、以下新井田甚助氏の手記を掲げる。

「堂宇の向って左側に安置されている光背のある地藏菩薩は、新井田三郎（通称・惣三という）という者が、大正十一年二月十九日（旧正月二十一日）、不慮の死を遂げ、二月二十二日（旧正月二十三日）葬儀埋葬された墓地から発掘された石仏である。この地藏尊については、次のような物語が秘められている。

新井田三郎は、明治元年十月五日、字村中甲七五七番地、倉三の長男として生れ農業・ウルシ採取などをやって事業に失敗した父のあとをついで苦勞をして青壮年時代を過したものであるが、学識もあって書を能くした。

三郎は大正十一年二月十九日（旧正月二十一日）椿境というところへ、無理にたのまれて杉の伐採に友だちと出かけ、切り倒された木の枝に頭を打たれて即死した。普通には考えられないことだが、木を倒す予定のところで、杉の皮をはいでいた三郎は、友達から『それ、木を倒すぞー』といわれて予定の場所を離れて雪の上を南東に向って歩いた。ところが北に倒す予定の杉は途中

から、半回転して枝の重みで三郎のよけた南東に倒れてきた。そこで逃れようとして更に走ったがついに及ばず、倒木の枝に頭を強く打たれて即死し、全くの不慮の死を遂げてしまった。時に行年五十五歳であった。さて、それより前々年の大正九年の冬十二月、三郎が五十三歳のとき、友達から裁判のことで指導助言をうけたいとの便りをうけて、野沢町へ行っての帰り道、軽沢峠で雪崩に遭い、あわや命を失うところを助かったといわれる。それから何日か過ぎた或夜、三郎は地藏尊が紫の衣をまとうて夢の中に現れ、地藏尊の靈驗あらたかな和歌二首を示された。はっと驚き目をさました三郎は、和歌二首を完全に覚えていなかったことに気付き、硯箱と紙を枕元に用意して、再び夢の中で教示されんとを祈念して眠った。しばしまどろんだと思う頃、再び地藏菩薩が夢の中に現れ和歌二首を示された。三郎はおそれかきこみ、用意した紙にそれを認めた。

『旅人よ通りついでに石を積み

地藏のめぐみ後の世のため』

『万世の願いをここに頼みおけ

地藏のめぐみあらたなりけり』

三郎は早速木札に一首ずつを謹書し、地藏菩薩の堂宇の両側の柱に掲げて、道行くひとびとに、地藏尊の功德を顕彰しようとしたのである。それにしても夢の中に拝した地藏尊と現実には拝する地藏尊の御姿が、ちがうのに気づいて、どこにおわす地藏尊だろう

かと、調べまわったのであるが、在世中はどうとうわからずじま
 いだったようである。翌大正十年は夢のようにすぎ、大正十一年
 二月十九日（旧正月二十一日）不慮の死にあい、二月二十一日（旧
 正月二十三日）葬儀埋葬のとき、墓地の中から発掘した石仏が地
 蔵菩薩であろうとは――。

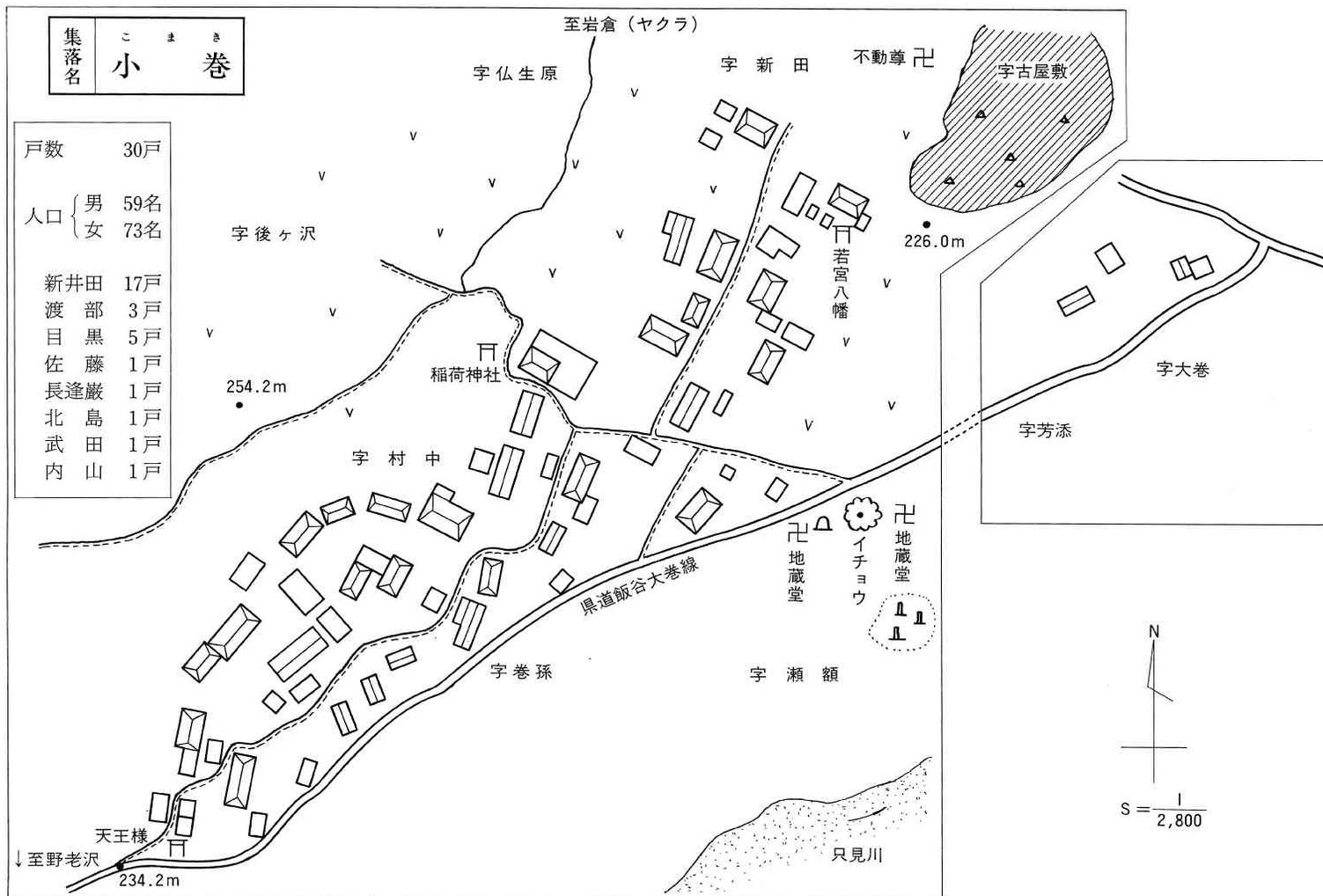
しかもそれが地藏尊の縁日の二十四日の宵祭の日であったこと
 も誠にまことに奇しき因縁であるといわねばならない。従来、地
 蔵尊の隣りに、発掘された地藏尊を安置しその柱に献歌を掲げて
 現在に至っている。この地藏尊が墓地の中へどうして埋没された
 のかはさだかではないが、江戸時代に死んだ愛児の冥福を祈って
 建立され、何回かの墓奇せや土葬などの時に、しらずしらずに墓
 地に埋められたのではないかと推測される。その後、誰いうとも
 なく、三郎を雪崩から救い、和歌を教示された地藏尊こそ、墓地
 の中から発掘された地藏菩薩に相違ないと流布され、今更ながら
 その功德のあらたかなることを更に深くしているのである。新井
 田三郎の先祖は、芦名盛詮に仕えた権大輔重俊が子孫で、甚助は
 その十六代目にあたり、献歌を書いている」

（註）現堂宇は大正年間の建立であろう。二体安置のための設計で
 他の一体も古くから小巻の人たちの信仰したみ仏である。

この地藏堂の傍には、小巻のシンボルともいふべき大銀杏がある。
 目通り九・三〇メートルで樹令三〇〇年を超した巨樹で、「ハイイチ
 ヨウ」という珍種である。秋の黄金の葉のさやぎと、うれた実は、

小巻の風物詩に数えられてある。道路は西方へ通ずる県道があり、
 昭和三十四年には、岩倉ノ新田ノ向館へ農道整備がおわり、機械化
 農業の能率化に大いに裨益している。菩提寺は二寺にわかれている。
 月光寺道と通称されるように、野老沢の月光寺と他は奥之院とである。
 新井田甚助氏に古文書十数種がある。稻荷神社の位階授与や、江
 戸時代の住宅建築の状況、文化五年の検地帳、天明三年飢饉行政心
 得書など其の他寛政往来という書にいろいろと記されてある。

その中に、新井田甚助氏祖の三左衛門は、漢方医であった。現在
 の柳津町一円、三島町・西会津町等の一部に出張診療をした日記が
 みえる。無免許制時代として多くの人を救うた事跡で尊いことであ
 る。また当時から家伝売薬も行っていたため、看板も現存している
 酪農の発達は小巻山の一部を柳津町宮牧場の施設を行った。公害
 のない緑の草、底深く澄んだ清い空気、ふりそぐ太陽を与えられ
 た家畜の肥育は将来有望である。冬期にはこの牧場はこよないスキ
 ー場のよいゲレンデである。瑞光寺山には聖観音を本尊とする瑞光
 寺が建立された、円蔵寺の塔頭であるが、廃寺となった。慶長大洪
 水のとぎ、虚空蔵尊が流失し本尊と寶頭盧の二体がここにとどまり
 夜な夜な瑞光を放ったので瑞光寺山と命名したという。（第八章宗
 教参照）。また小巻は立地上耕地が狭く、農業経営に苦心してきた。
 そのため教育に重きをおきよく子弟教育に努めた。そのため教員出
 身者の多いことでは柳津随一で、その他公務員・会社員等の知的職
 業への飛躍は驚く数に上っている。珍らしいケースの集落である。



三、野老沢

(一) 飯谷山と雨乞い

嘉永六年（一八五三）の六月二十四日のこと、身仕度もいかめしい一団の武士を中にはさんで、数百人の集団が飯谷山頂を目ざして登っていく。

田植えの時期だというのに、五月二十三日より雨が降り続いて雨は一滴も降らず、田はみな地割れして苗は枯死寸前になってしまった。このまま晴天が続くなら大凶作である。藩としても放置できかない。そこで、大規模な雨呼びの祈禱をし飯谷山の雨呼びの丘で行うことになったわけである。この時の雨呼びについて、安久津村肝煎増井



飯谷山遠望

五左衛門はつぎのように記録している（『六拾余年実記』）。

「御家老山川兵衛様ノ御嫡子山川直衛様、郡奉行様、坂下御代官様、其外御役人郡同心、二十四ヶ村ノ肝煎、地首、老百姓ハ申ニ及バズ、一家一人ツツ登山致シ雨呼バリ致候モ一向雨降ラズ、同二十五日下山」

しかし、ひき続いて只見川の龍宮淵に行き、同人数で石を数知れない程投げ入れ、雨呼びしたところ、同二十五日午後二時頃から雷雨となり、「其雨ニテ諸作モ精作ニ相成」ったという。

右の『六拾余年実記』によると、明治十九年にも、旧五月十九日より七月二十三日まで、七十余日にわたる大旱ばつがあり、飯谷山での雨呼びによって大雨となったことが記されている。旧七月二十日に飯谷山に登り、神官北田氏が御祈禱したが雨は降らず、柳津竜宮淵で二十一日から三日間にわたって、円蔵寺住職による御祈禱が行われたが、それでも雨はパラつく程度しか降らなかった。そこで二十四日に今度は野老沢一村だけで飯谷山へ登り、元神主船木直市殿を頼んで一心に御祈禱したところ、二十四日午後から大雨となり、翌二十五日朝方まで降り続いて、田作は上々畑作は吉となった。諸人一統誠に有難い雨乞いであったと喜び合い、お祝いとして、二十五日に船木直市宅前に野老沢の若者達が残らず集まり、大相撲を奉納したという。

神道や仏教による祈禱よりも、元神主の船木氏の祈禱によって、雨を降らせることができたということは、何を意味しているのだら

うか。船木氏については、集落誌竜蔵庵並びに修験の項でくわしく述べられているが、明治初年まで代々神職を世襲してきた家柄である。明治七年に神職を免ぜられ、北田氏に変わったのは、明治政府の神仏混淆の否定、神社の国家神道化という、宗教政策によるものであった。船木氏は、修験つまり山伏として神職にあったのだが、明治政府の山伏否認によって、帰農させられたのである。山伏の行方呪術的な加持祈禱などは、「文明開化」をすすめようとする明治政府にとって、怪しげな迷信を民衆に広めるもの以外の、なにもものでもなかったからである。しかし、長い間その加持祈禱のほか頼るすべのなかった民衆にとって、現実に降雨をもたらした船木氏の祈禱力は、いぜんとして捨てがたい、価値あるものであったことを物語っているといえよう。

つぎに、飯谷山が雨乞いの場所として重視されていることについて、考えてみよう。飯谷山の八合目程のところに、山頂を臨んで、飯谷大明神の社がある。丁度、山の頂きを参拝するようになっていく。これは山そのものを御神体として、建てられていることを示している。このような山岳崇拜は、古来の民間信仰に基づくもので、飯谷山信仰はかなり古い起源をもつと考えられる。霊力をもつ聖なる山として、恐れ崇められていたからこそ、雨乞いの願いをかなえてくれるものと、信じられていたといえよう。同時にまた、柳津地方に古くからの俚諺として伝わる「飯谷山に霧が上れば雨が降る」気象上の認識が、重なったことも考えられよう。

なお、相撲を奉納して祝ったことは、前述したが、江戸時代には相当に盛んであったらしく、現在も化粧まわしを伝える家があるほか、飯谷神社には、江戸時代の番付表が奉納され、現存している。

(二) 村の起りと地名

野老沢村がいつ頃できたのかは、興味のあるところだが、資料が不足で確実なことはわからない。すでに江戸時代の初期には、「所沢の謂知らず」という状態であった。

目黒氏に伝わる系図(目黒元作氏蔵『目黒氏家乗』—江戸末期以降の編纂と思われる)によれば、目黒氏が野老沢に來住したのは、鎌倉初期であるとして、つぎのように記している。目黒氏はもとは畠山氏であり、元久の乱で一家は没落したが、七歳であった畠山小太郎だけは家臣に助けられて脱出した。その後、武蔵国目黒村(現東京都目黒区)に塾居し、北条氏をはばかり、目黒氏を称するようになったという。この畠山小太郎—目黒又十郎重行は、成人してから始め山ノ内氏を頼って金山谷宮崎村に移り住んだ。建保六年(一一一八)五月、佐原盛連に属して伊豆ヶ原(西会津町出原)一帯を領知し、ついで承久元年(一一一九)所沢・小巻・椿・麻生邑の地頭に転じて、所沢村飯溪山の東に壘を築いて住し、

「翌承久二年春三月、重行平素尊崇シテ会津下向ノ時昇あがりキ負ヒ奉リシ擁護ノ薬師ノ尊像ヲ、所沢村月光山ニ草堂ヲ創建シ安置セリ」という。

ところで、山ノ内や佐原(芦名)の被官となって來住したとして

いるが、当時、芦名・山ノ内両氏が会津に所領を持っていた確証はない。現在のところでは、北条氏が会津に所領を持った鎌倉中期以後に、その地頭代として任命されるような形で、支配権を得ていたものと考えられる（『福島県史』一）。

また、薬師堂創建と結びつけているが、これも、薬師像そのものが室町時代の作と推定（昭和四十九年県文化財調査）されているなど、目黒氏の鎌倉初期来往説は考えられない。

では、何のてがかりもないかというところ、さきに述べた、古くからの飯谷山信仰と修験の活動、地名などがある。江戸時代初期になると、跡地だけとなってしまい、いつ頃廃されたのかもわからなくなってしまう。大日堂や権現宮の旧跡などは、この修験の活動を物語っている。平安末期から鎌倉期にかけて、このような修験の活動がさかんとなり、人々の定住、開発なども始まったと考えられる。

字名などにも中世的なものがみられる。中ノ在家・山ノ家などは明らかに農民の存在を示しているし、三十蒨・惣兵衛田など耕地を示すものもある。信仰・宗教と結びついた地名も多い。大日・明神前・鹿島・宮田・薬師免・宮ノ下・堂泉などみなそうである。

このようなことから考えると、野老沢村のおこりは、まず修験などの宗教活動によって、飯谷山の東麓から開かれ、中世の初めから中期にかけて、民家も散在するようになったと、推定してもよさそうである。しかし、集住して、一つの「むら」としてまとまったのは、もっと後代のことと思われる。

(三) 室町時代と薬師堂・月光寺

薬師堂が目黒氏によって鎌倉初期に創建されたという伝承は、さきに述べたように成立しない。では、時代をもっと下げれば成り立つであろうか。室町期としても、目黒氏の創建ということには疑問がある。

文化六年（一八〇九）になった『新編会津風土記』には、

「棟札の写あり、表に寛正四発末九月三日、大日那盛詮造立のよしを注し、裏に応永三十三年丙午八月二十二日、徳阿弥陀仏、平内次郎、荒分寛賢と書付あり、応永は草創の年にて寛正は再興の年なるべし」

とある。文化六年頃は、火災にあって棟札が焼失していたとしても（目黒元作氏蔵『薬師堂・月光寺略縁起』によると、延宝・安永と二度にわたって焼失したという）、寛文五年（一六六五）の『万改帳』には、棟札の字を写して別紙にして差し出したという記載があり、その頃まで棟札があったことは確実で、応永三十三年創建説は、薬師像の推定製作年代とも合致しているので、まず間違いのないところとみてよい。

月光寺についてはどうか。前記系図によると、目黒又十郎重行（畠山小太郎）の創建で、貞永元年（一二三二）、真言宗の観有を開山として、祖先を祀るため建立したという。また、『略縁起』では、それより二〇〇年も時代の下った、正長元年（一四二八）のことで、本地の地頭目黒重氏が祖先の為一臂を以て開基し、一遍の従観有禪師

を開山とするとしている。一遍の從観有という時、明らかに棟札の徳阿弥陀仏が意識されていたと考えられる。禪師は禪宗を意味しているし、他方では真言宗とするなど混乱しているが、これこそ、古い時代の信仰の変転が、伝承の中にそのまま反映しているとみてよいであろう。

さきの県文化財調査によって月光寺から、室町初期・南北朝時代の延文六年（一三六一）の銘を持つ聖徳太子像が確認されている。あるいは、浄土真宗の布教、太子講の活動もあったのかも知れない。室町期になると、このような宗教活動が各地に広くみられるようになるが、そこに、それを支える民衆の力の抬頭がはっきりあらわれている。中野薬師堂や藤真光寺の創建も応永年間といわれるなど、それは野老沢だけのことではなかった。

ところで、『新編会津風土記』は、

「慶長十五年（一六一〇）天養ト云僧此村ニ来リ、薬師堂ノ側ニ庵室ヲ営ミ暫ク滞留ス、里老謀テ一寺ヲ創メ天養ヲシテ住セシム」と記し、慶長十五年創建としている。『略縁起』によれば、天正十七年（一五八九）の伊達氏の会津攻略で兵火にかかり、殿宇・経巻・什宝ごとく失ない、一時は廢寺にかぞえられたが、文祿元年（一五九二）、天養が来て草庵を結んだので、開基重氏の九世の嫡裔、村主目黒重就が里老と相談、翌文祿二年に月光寺を再興したとされている。年代にずれはあるが、この頃の建立は事実で、それは再建であったとするのが妥当であろう。

さて、このように薬師堂、月光寺の由来について、系図・略縁起ともに、目黒氏との結びつきを強調しているのだが、反面、室町初期の古仏である、さきの聖徳太子像については、全くふれられていない。それはなぜだろうか。そこに、かえって太子信仰・太子講などの、民衆を主体とした室町期の信仰活動の跡が、隠されているのではないだろうか。また、仮りに薬師像が、目黒氏によって東国から移されたものとしても、その時期は、仏像からみて室町時代よりもさかのぼることはできない。棟札の記事こそ根拠ある手がかりであろう。では、応永とはどういう時代だったのか。

それは、南北朝合体の成った、明德三年（一三九二）に引き続く年代であり、応永三十三年は合体から三十四年目にあたる。会津についてみれば、十四世紀なかば、南北朝の動乱の中で、会津地方の足利方の武士たちの大将となった芦名氏が、守護と呼ばれはじめた頃でもある。

しかし、芦名氏の支配が安定していたわけではない。京都の室町幕府と鎌倉の関東公方足利持氏との対立抗争を軸として、芦名一族とも思われる諸氏との戦いが続いていた。『塔寺八幡宮長帳』によれば、応永九年に、高田伊佐須美社宮司が起こした謀叛を初めとして、応永十六年には北田氏を討って滅亡させ、同二十二年から二十七年にかけては、新宮氏との戦いが、新宮・塩川・遠田・小布瀬・河沼郡塩坪の各地でくりひろげられた。同二十七年には、新宮城を没落させると共に、猪苗代氏とも戦っている。

建武の新政以来百年余にわたる戦乱は、当然、農民を疲弊させ、田地を荒廢させたであろう。戦乱のたびに、農民は人夫に徵發され兵糧を徵収された。その上戦場にでもなれば、家を焼かれ田畑の作物を刈取られたり、荒されたりした。いつでも、苦しむのは農民であり一般の民衆であった。

こうした時代には、薬師堂一つの建立も、容易なことではなかったであろう。棟札には、

「徳阿弥陀仏・平内次郎・荒分覚賢」

の名がみられ、建立者と思われるが、一体この人々をどう考えたらよいのであろうか。

群馬県佐波郡にある法楽寺に、貞和二年（一一三四六）の日付をもつ石塔がある。それは農民が結集して、一切衆生の幸福を祈願し、同心合力して造立したもので、その基壇には、

「行阿弥陀仏、平内六郎、八平五……弘阿弥陀仏・平内太郎……
勸進沙門円性」

などの人名が刻まれている。これらの人々は在家農民で、領主の苛酷な支配とたたかう為に、法楽寺に結集していたと推測できるといふ（佐藤和彦著『日本の歴史十一巻』三一四ページ小学館）。とすれば、似たような記載の方法や人名からみて、野老沢薬師堂もまた、農民の同心合力によって、建立されたと考えることもできる。

もしそうだとすれば、当時すでに、それだけの力をもつ野老沢の農民と、その村落生活が推定されることになるが、室町期は、農業

技術の向上を基礎に、農民の自立化がすすみ、そのような推定もまたたく可能な時代であった。

(四) 戦国期と要害の地、野老沢

室町中期の応永以降になると、さきに述べたような多くの戦乱を経て、芦名氏の覇権は全会津に広がった。寛正四年（一四六三）の薬師堂再興も、このような中で行われたものと考えられる。

『新編会津風土記』によると、棟札には大旦那盛詮が造立した、と書き記されていたという。この盛詮こそ芦名氏十二代の当主であった、当時この地方においても、大旦那と呼ばれるような総領主であったことが確認される。

当時といったのは、この時代の野老沢村に対する領主關係が不明確なためで、少なくとも応永から享徳にかけては、山内氏の直接支配化にあったと推定されるからである（『金山町史』I）。これは『塔寺八幡宮長帳』などの記事からみて、おそらく事実であろう。あるいはもっと下って、薬師堂再興の四〇五年前まで続いたかとも思われる。

ところが、この山内氏の宗主越中守は、長祿三年（一四五九）に芦名氏が七千騎をもって伊達攻略に失敗したのを機会に、盛詮に反旗をひるがえして挙兵したが、敗北して越中守父子三人が自害することになった。おそらくは、この結果として、この地方に芦名氏の支配が直接およぶことになったのであろう。こうした状況の変化が、僧明鑑をして盛詮に再興を懇請させることになった（明鑑

は略縁起では月光寺第三世住僧で、『会津旧事雑考』が載せる棟札写しには、大旦那盛詮と並んで、本願明鑒とある)としても不思議ではない。再興はこの四年後であった。『略縁起』は、

「藩主(江戸時代の語)芦名下野守(実は下総守)盛詮、靈駿ノ著シキヲ感ジ給ヒ資材コトゴトク弁ジ給」

うと記している。

大旦那盛詮造立という棟札には、一連の戦いの勝利を示す、記念碑的意味がこめられているのであろう。こうして、野老沢薬師堂は民衆のものから、支配者のものとなった。

しかし、これで山内氏が完全に屈服したわけではなかった。この後七十年程たった享禄四年(一五三二)に、沼沢に丸山城を築いた山内俊安は、西会津の出ヶ原・上野尻などと共に、野老沢村をも領有していたという。この沼沢山内氏が、後に芦名の家臣となっていたことは確かだが、いくつにも分かれた山内支族が、みなそうだったわけではなく、それらの中には相対的な独自性を保ち、強化しようとしていたものもあった。従って、金山谷に対する警戒は依然必要であったし、また同時に、やはり芦名氏に対して或る程度独自の勢力を保っていたらしい、円蔵寺についても監視の必要があったであろう。

こうしてみると、伊北・金山谷への街道が走り、背には飯谷山、向いに只見川を挟んで柳津を見下ろす、この野老沢は交通上・軍事上の要衝であったことがわかる。盛詮の薬師堂建立には、こうした

意味も含まれていたと、推測してよいであろう。戦国末期、伊達政宗の会津攻略に際して、円蔵寺は感謝状を伊達氏から与えられ、薬師堂別当の月光寺は兵火に罹って焼亡する。してみると、こうした結末をもたらすレベルを敷いた者も、大旦那盛詮であった。といっ

ては言い過ぎであろうか。

(五) 近世野老沢村の成立

天正十七年(一五八九)芦名氏を摺上原に破った伊達政宗は、黒川(若松)に入城して会津の支配者となった。抵抗を続ける横田山内らを攻撃する過程で、月光寺は焼き払われたが、野老沢村民がどのように対応したか記録は何もない。

翌十八年七月北条氏を小田原で滅ぼし、全国統一を成し遂げた豊臣秀吉は、八月にはもう会津に入り直ちに奥州御仕置を発し、政宗にかえて会津の領主に蒲生氏郷をあてた。蒲生氏は秀吉の命を受けて、いわゆる太閤検地を実施し、家臣に知行地を与えたが、その文禄三年(一五九四)『高目録帳』に、

「下 所沢 百五拾八石五斗三升 武藤与介 河瀬管兵」

と記されている。ここから野老沢の近世が発源することになった。

この検地によって、領主の年貢収取の基礎となる村高(村の全耕地の生産力を示す)は、一五八石五斗三升と計算された。この村高に免(租率)を掛ければ、年貢が算定されることになるが、免も年貢もこの資料からはわからない。江戸時代全期にわたって、土地の基本台帳である検地帳が一冊も見つかっていないので、土地所有の

状況も不明である。

とにかく、野老沢村は武藤・河瀬兩人によって、その知行地として支配されることになった。どのような支配が行われたか、その実態は不明である。主家芦名家の没落によって所領を失った目黒重就は、土着することになり「剣ヲ捨テ村長ヲ拝ス」という（『系図』）。検地帳に百姓として登録され、支配される身分となった。

さきに『新編会津風土記』による慶長十五年月光寺創建というのは、再建の誤りであろうと述べた。『略縁起』『系図』は文禄二年に、

「重就里老ト相議シ本寺ヲ再興」

と記している。もし文禄二年が事実としても、当時の状況からみてそれは草庵程度のものであったとするのが妥当であろう。

(六) 寛文五年『万改帳』

寛永二十年（一六四三）以降会津は保科（松平）氏の支配下に入り、幕末まで続く。初代藩主保科正之は、藩政の基礎資料とするため、領内の実態調査を大規模に行った。

寛文五年（一六六五）の『稲河領牛沢組郷村万改帳』もその書き上げの一環として作成されたものだが、その所沢村の項には当時の村の実態がよく書き残されていて、貴重な史料となっている。また寛延ノ宝暦六年（一七四八ノ一七五六）頃と推定される『牛沢組村高目録』（年不詳）がある。これをもとに江戸時代初・中期の村の姿を考察してみよう。なお二史料を比較しやすいように、表にして掲げたので参照されたい。

野老沢村明細の比較表

	寛文5年(1665)	寛延~宝暦6年(1748~1756)
村方	200石3斗7合 本田	252石6斗9升 本田新田
比取	160石6斗1升1合 8ツ1厘 824(年々増減別)	7ツ1分5厘
田	4町2反4畝	51石2斗4升6合 4町8畝10歩
畑	26町4反7畝8歩	169石3斗4合 37町8反9畝22歩
新田		32石1斗4升
人数	279人 (男 149 女 130)	268人 (男 156 女 112)
家数	32軒 (竈 54)	48軒 (竈 59)
馬	13匹 (内 2匹五調)	30匹 (内14匹駄16匹駒)
年貢	金53両銀12匁9分6厘 内大豆6石6斗油荳4斗	
小役	綿 金1分銀10匁4厘	金1分銀8匁2分5毛
糠	金2分 銀4分9厘	
足前	銭5貫208文	5貫734文
山役	金1分	金1分
紙漉	中盤1紙	中盤12束
役漆	2,824本	2,824本
漆目	28盃2合4夕	28盃2合4夕
蠟目御役	59貫304匁	5貫304匁
大買	39貫536匁	3貫536匁
小買	22貫592匁	2貫592匁

蒲生時代には地方知行で、家臣に領地を分給して支配させていたが、保科氏はこれをやめて俸禄制をとった。代官によって藩主が直接に領民支配を行い、家臣には収取した年貢から、米と貨幣で俸禄を支給する。こうして兵農分離は完成された。村には行政の末端機構として、肝煎など地方三役が位置付けられるようになる。野老沢村の肝煎は、寛文二年の郷戸原入作についての、各村肝煎の申し合

わせ文書によって助右衛門であったことがわかる。『村高目録』に載る肝煎は伊右衛門であった。なお、宝永四年（一七〇七）麻生・西方山論にも肝煎伊右衛門とある。『目黒家系図』と符合している。

寛文五年の村高は二〇〇石三斗七合で、文禄三年検地よりも、四十一石七斗余の増加である。宝暦頃には二五二石六斗九升となり、さらに二五五パーセントも増加したが、文化十五年（一八一八）の『会津領村日記』では二五二石六斗九合とあり、宝暦頃とほとんど変わらない。おそらく幕末までこの数字は続いたであろう。

耕地についてみると、田はわずかに減少をみせている反面、畑は約五十パーセントも増加し約二十六町から二十七町余になった。この間享保の改革での新田開発奨励などがあったが、この増分は既に本田に繰り入れられている。新田三十二石余は耕地種別の記載がないが、大部分は畑であったろう。検地帳ないし各人毎の持高を記す宗門人別帳などが無いのが残念である。当時の作物について万改帳でみると、早稲少糯米少晩稲中大麦・小麦・タバコ・芋・粟・稗・大豆・小豆・大角豆・麻・油荳・菜・大根外に野蒜・スギナ・アサツキ・野大根ありと書かれている。商品作物としてはタバコ以外になさそうである。地味については、全体として田方は下ノ上、畑方は下ノ中と評価されていて、文禄検地の「下」と相応している。

村のたたずまいをみると、各家々は飯谷山を背に東向きに建てられている。寛文五年には本村二十戸、南へ三町隔てて中所沢に九戸それより更に南へ二町離れて上所沢三戸、計三十二戸であった。村

中には柳津より黒沢・金山・伊北に通じる道が走り、この間に田畑があつて、漆木も多くあつたという。

戸数は三十二戸だが竈五十四とあり、三軒に二軒は二世帯同居である。人口二七九人（男一四九人、女一三〇人）だから、一戸平均八・七人、一世帯平均五・一人となる。これが宝暦頃となると、人口はほぼ同じ（十一人減）で、家数四十八軒、竈五十九となり、小家族分立化の傾向が一層すすんでいることがわかる（この意味するところについては通史を参照されたい）。この戸数からみるならば、藤村と並ぶ（ただし藤村は野沢組）最大の村であつたことがわかる。

それでは、年貢など農民の負担はどうであつたか。寛文五年には金五十三兩余に大豆・油荳の現物納が若干あるが、田の少ない村なので米は出していなかったことがわかる。全部がそうなのではなく村によって異なる。たとえ農民の飯米に廻つたとしても、五十石たらず、一人年一石とみても五十人分にしか過ぎない。年貢の外に小役として、綿役・糠藁役・足前・山役・紙漉役があり、会津藩独自の蟬漆役もあつた。ここで注目されるのは、年貢の免（租率）である。何と八一・八二四パーセントもの高率で、宝暦頃の七一・五パーセントと共に、柳津一の免相であつた。しかし、なぜそうだったかについては、今のところ不明である。それにしても、一戸当り二両余りもの負担となる。不足飯米や農具その他の生活のための貨幣も必要である。生活が苦しかったのは当然として、どうして貨幣を入手していたのだろうか。

『万改帳』は、

「此村ノ管ミ紙ヲ漉キ薪ヲ伐リ商売ス」

と記している。紙漉役も柳津一である。もとは全戸で紙漉していたという伝承も、その通りと思われる。後世、野老沢紙という名で呼ばれるようになったのも当然であろう。

ところで、目黒道琢に一言ふれておこう。道琢は元文四年三月十日、野老沢村肝煎目黒伊佐衛門の二男として生まれた。伊佐衛門は初め子がなかったので、弟武樹を養子として跡をつがせたが、晩年に三子を得た。その頃長倉村民より肝煎として招請されていたので妻子を連れて長倉に転居した。道琢は医学を志して若松や江戸に学んで名を挙げる。十一代將軍家齊に招かれて幕府の医官となり、七〇〇石を給され法眼に叙せられた。『系図』では長倉出身となるが、野老沢生まれであるので記しておく。

(七) 幕末・明治維新から近代へ

江戸時代を通して、月光寺は二度の火災にあったといわれる。延宝六年（一六七八）と安永五年（一七七六）で、事実とすれば現在の本堂はこの時再建されたことになる。『略縁起』によると、礎石として飯溪館跡の古石を使用したという。安永から天明に移る。天明二年（一七八二）から三年続きの凶作で天明の大飢饉^{きんげん}が起った。月光寺に残る過去帳（新しく書き直したものだ）が、元禄十四年より今日まで続いている）には、天明四年（一七八四）一年間で五十一名の死亡者を載せているが、これは平年の六、七倍に当り、飢饉の

すさまじさを物語っている。それも特に子供と老人が多い。この大飢饉によって、村はかなり荒廃したであろう。

二十五年後の文化六年（一八〇九）に成った『新編会津風土記』は、野老沢二十軒、端村上野老沢十二軒と記している。そして、もとの野老沢という端村があったが、今はないという。天明大飢饉の結果かどうかは不明だが、一時は四十八軒にまで発展した村は、寛文期の三十二軒と同数にまで衰退してしまった。飢饉だけでなく、恒常的な領主の貢租収奪の激しさが、その根元であったことは言うまでもない。このような苛政は幕末まで続く。その矛盾と対立は、村民との間に、いや応なく表面化せざるを得ない。明治維新における「ヤァヤァ一揆」の底流もここにあった。

ところで、幕末期の村民の名前が記されている『御香錢申請帳』がある。斎藤勝氏の所蔵で、文政二年（一八一九）から慶応四年（明治元年（一八六八）まで十件、十冊である。

【斎藤勝氏所蔵の御香錢申請帳】

（十冊の一）

文久二年

香錢申請帳 母八拾二之年 斎藤源吉

戊 十一月五日

一、壱 朱 新平

一、〃 三蔵

一、百	銅	中	村平内	一、五拾文	中	村平左衛門
一、百	文	下	惣五郎	一、百	銅	竜蔵庵 舟木和泉守
一、百	文	喜八娘	おわき	一、金	壹分	高清水 源治郎
くわゑ外				一、百	文	小 卷 藤 八
一、百	銅	当	村 清右衛門	一、〃	〃	〃 吉太郎
外ニ白米式升				一、〃	〃	〃 亀治郎
一、百	銅	〃	新右衛門	一、〃	〃	〃 悦左衛門
一、百	銅	〃	義太郎	一、〃	〃	〃 金蔵
一、百	銅	椿	村 又三郎	一、〃	〃	椿村に候時 新 吉
一、百	銅	〃	善右衛門	一、〃	〃	小 卷 吉左衛門
一、式百	銅	小	卷 留 吉	一、〃	〃	古屋敷 猪 松
一、〃	銅	〃	村惣 七	一、〃	〃	高清水 伊右衛門
一、百	銅	中	村長二郎	一、〃	〃	高 倉 利 助
一、五拾文	文	当	所栄助	一、式	百文	となりの 新 吉
一、せん香五把		細	越文四郎	一、百	文	椿 御池 清吾
一、五拾文	文	中	村藤四郎			半右衛門
一、百	銅	小	卷 徳左衛門	見舞錢の貫勘定		
外ニ白米式升				一、壹両壹分壹朱	源 吉	
一、百	銅	小	卷 徳 蔵	五ノ六百五拾文		
一、五拾文	文	当	所六蔵	米 式斗	貴	
一、百	銅		亀蔵	櫃 壹ツ		

一、貳分式朱ト	熊治郎	一、一	朱	外ニ振舞	利八郎
四ノ百文	貫	一、貳百文	外ニ櫃	新平	
櫃	卷ツ	一、〃	外ニ振舞	利七	
一、卷朱ト	倉吉	一、〃	〃	治右衛門	
式ノ四百五拾文	貫	一、百文	外米二升	惣右衛門	
小式兩拾式ノ百文		一、〃	〃	与七	
切 <small>きり</small> 三兩式朱ト七百元		一、五拾文	〃	新藏	
一、三兩式分卷朱	坂下買物 柳津米	一、〃	〃	染藏	
百五拾七文		一、〃	〃	清吉	
一、拾卷ノ貳百文	小川拂	一、百文	外米二升	弥五右衛門	
酒九斗 たまり共々		一、五拾文	〃	馬之助	
一、貳分百文	寺ニ上リ	一、〃	〃	助右衛門	
此外ニハ酒米手酒さい廻し		一、百文	文	祐八	
味噌ハとうふニ至迄		一、五拾文	文	三郎治	
数不知 書置候		一、百文	文	喜右衛門	
戌十一月五日死去		一、〃	外米二升	寅藏	
(十冊の二)		一、〃	〃	徳太郎	
天保四年		一、〃	〃	新衛門	
香錢申請帳	巳七月十八日 源吉父事	一、五拾文	〃	善治郎	
一、一	朱 外ニ櫃 福次郎	一、〃	〃	長八	
		一、百文	〃	中村 藤七	
			〃	平右衛門	

一、百文	中村清左衛門
一、五拾文	彦治郎
一、〃	長左衛門
一、〃	平吉
一、〃	伊三郎
一、百文	福松
一、五拾文	喜七
一、〃	弁治郎
一、〃	幸八
一、〃	甚吉
一、〃	五右衛門
一、〃	万蔵
一、〃	大石田重助
一、壹	朱外二櫃
一、五拾文	権三郎
一、式百文	高倉権太郎
一、五拾文	多治郎
一、百文	滝原久之丞
一、〃	西方定吉
一、五拾文	麻生与太郎
一、百文	石生松吉
一、〃	小卷惣七
一、〃	喜平

一、百文	小卷万太郎
一、〃	藤(敬)七
一、〃	外二米式升 小卷徳松
一、五拾文	〃 新蔵
一、式百文	外二こう五把 柳津松太郎
一、百文	柳津政治

(十冊の三)

嘉永元年

香錢申請帳 八月十八日 齋藤初吉 父死去香料請

一、式百文	外二櫃一荷 熊治郎
一、〃	〃 倉吉
一、〃	〃 利七
一、参百文	利八
一、五拾文	初太郎
一、百文	宮下 茂三郎
一、〃	〃 茂左衛門
一、〃	〃 茂四郎
一、五拾文	保蔵
一、〃	喜八
一、〃	清七
一、式百文	三蔵

一、五拾文	平左衛門
一、〃	市右衛門
一、〃	熊治郎
一、〃	六藏
一、〃	五左衛門
一、百	久松
一、〃	清水 多右衛門
一、〃	外ニそう面 小卷 元左衛門
一、〃	村 藤兵衛
一、〃	〃 宗七
一、〃	〃 金藏
一、〃	舟木 和泉
一、〃	吉太郎
一、〃	椿村 又三郎
一、〃	善右衛門
一、式百文	御いけ 清吾
一、五拾文	野老沢村 祐吉
	外ニ米二升
一、百	文 外ニ米二升 清右衛門
一、〃	小卷 吉左衛門
一、〃	郷戸 菊藏
一、〃	小卷 春吉

一、百 村 又吉
 一、五拾文 三玉せんこ 阿久津 保吉

さて、明治元年九月に会津藩が降伏し、明治新政府によって民政局が、若松に設置されたが、戦乱の余燼が収まらない十月、会津のほとんど全域にわたって、世直し一揆が発生した。十月三日が初発で、柳津町五疊敷村に二十人が集まって氣勢を上げ、砂子原・宮下方面と滝谷・柳津方面へ広がった。騒動は一度終息したかにみえたが、十六・七日にかけて再び激しい蜂起が、この地方を襲った。一揆に関係して召捕られた者の中に、野老沢村長次郎の名の記録がある。十一月十五日に、村民一同ならびに小巻村の庄屋を含む惣代二十名が、民政局に宥免願いを差し出しているが、その結果は不明である（詳細は第二章第四節の世直し一揆の項を参照）。

明治政府による地方行政も、末端においては肝煎を通して、従来の年貢を徴収しようとはかった。このため、維新後も民衆にとっては余り変りがなかった。その後旧来の肝煎を廃して戸長を置き村（部落）の合併をすすめたり、地租改正を行ったりした。こうして、村の姿は大きく変っていくことになった。

明治八年、麻生・持寄と合併して飯谷村となり、二十二年には小椿・藤・石坂・長窪も加わって、大正十年まで続く。地租改正に際しての『測量野取帳』（明治九年）をはじめ、多くの関係書類、絵図字限図が、区長文書として今日まで保管されてきている。さらに、

学制実施によって、飯谷小学校が明治十四年に新築された。

(八) 野老沢の和紙漉き

野老沢集落の紙はいつ頃から漉きはじめたのか、今となってはその創業の事はわからない。しかしこの集落は、西は飯谷山、東は只見川左岸の高い段丘の間に発達したため、耕地が少なく生活を支える手段として、この紙漉きがはじめられたものと考えられる。特に飯谷山の深い沢水の豊かさ、山野に自生しているミツマタ、そして製紙に必要な燃料に比較的恵まれていた点が好条件であった。

特に燃料は只見川に漂流してくる木材を、折りを見てはすくいあげて貯えておいたこともあった。現在はそのすくい場所辺が、柳津発電所に変貌したのでこの集材は不可能である。江戸時代には、紙漉役の年貢割当が命じられている。

寛文五年（一六六五）の『牛沢組郷村万改帳』に、

「野老沢村 紙漉役―中盤紙三束」

とある。

また明治時代に書かれた『河沼郡案内』の飯谷村に、

「只見川の西岸飯谷山の東麓只見川に添うて散在する村落にして戸数百六十七戸、人口一千四百九十二人あり。山間なれば林産物多く、殊に薪炭・葛粉・果実等を最たるものとす。また古来地紙と称す紙を製し、紙質堅硬、最も弾力に富めり。然れども近来衰微する傾あるは慨嘆すべきことである」

と明治四十三年三月三十日の発行に記されている。

それでも明治末から大正初期までは、約四十戸近くの家で製紙を行っていた。現在はわずかに三戸のみで、この伝統技術を守りつつ生産している。即ち上野老沢の長谷川文一氏と長谷川忠雄氏・下野老沢の斎藤豊氏である。

この人たちの伝統製紙工程を左に記しておく。勿論これまでに続けるには、安達郡安達町の上川崎の指導、大沼郡会津高田町の西勝製紙者の助言指導、技術交換等の歴史があり、特に製紙用具については、埼玉県比企郡小川町相生町福石正夫氏の助力は見逃がすことができない。前記三人からの聞き書きを総合して工程順序に記す。

一、材料

楮くも、三楮さんくもを用いるが、野生のみでは年間使用量不足なので、栽培もし、また集落の人からも購入する。

楮は多年性なので栽培に手数は少ないが、三楮は播種するので容易でない。

これを十一月ころ、特殊な楮刈鎌で駒の瓜形に刈取る。そして枝を切り払い一本宛としてまろく。枝は枝でまろく。このとき野搔鎌は宮下の鍛冶屋小柴定雄氏製のものが最も鋭刃で、鎌と柄の角度の据いつけもよく熟練していて使いよかった。

二、原料の処理

楮など原料を約三尺ほどの長さに「押切り」できりそろえ、それを径七十〜八十センチメートルの羽釜に入れ、上から楮蒸

し桶をかぶせ、約二時間位焚火を続ける。このとき羽釜に入る材料はおよそ五〇〇貫位である。これを朝五時半ころから皮を剥ぎとる。このとき傭人夫と併せて十二〜十三人で行う。剥いだ皮は、外側の黒皮をはぎ、内部の白皮だけとする。これを「皮剥ぎ」とも、また「クソトリ」などともいう。この黒い皮はすててしまう。

白くなった内皮は、サデにかけて、寒風にさらす。一週間か十日もさらすと白色の美しさが出る。このことを「サデニサレル」という。このサレタ皮を水フネに入れてよく洗い、ゴミなど汚れを取除く。

三、煮方

サレタ白皮は径七十〜八十センチメートルの大羽釜に入れて二時間位よく煮る。一釜には約五貫目位宛入れる。煮るときソーダを加えるが、この添加するソーダの分量は、その人の習練の感によって入れる。この入れ方の適量か否かで、紙の質に影響するので大切である。

煮た白皮はもう一度水洗いをして、汚れやゴミを取除く。この仕事は川を使わず、半切桶で行う。この桶は四十センチメートル、深さ二十センチメートル位である。

四、叩解

煮あげた白皮を、昔は盤の上に乗せ、カツプチ棒でたたいたが、最近では「ピーター機」で叩解する。

ピーターはコンクリート製で縁の厚い隋円形のもので、(縦径一三二センチメートル、横五五センチメートル、深さ三〇センチメートル)で、その中になぎなた形の歯車が取付けてあり、モーターで回転させて楮などの原料を砕く。

五、ネリの製法

ネリ(通称ニレニレ黄蜀葵)を初夏に播種すると、十月頃までよく成長する。その根を切りとり、それをよく解くと粘液が出る。この粘液を保存するには、硫酸銅水に入れておくと、翌年三月の製紙作業の終わるまで保存することができる。このネリがないと製紙は絶対できないのであるから重要な原料である。ニレは九月中旬ころから美しい花を開き結実する。

六、紙漉き準備

叩解した原料をシキブネにうつし、ニレを入れながら掻きまぜる。このニレの混入分量も先に述べたソーダ混入量と等しく、熟練者でなければできない。この分量によって、製紙の質や製紙工程に要する時間等に微妙に影響する。この量決定は熟練者のもつ独得の技術感である。

七、紙漉き

シキブネの中で、楮・水・ニレの調合具合を竹棒などでたしかめる。それで大丈夫だと確認すれば、漉き具(簀だ笥)で流れ漉き法によって紙を漉く、簀笥を左右上向に微妙に動かすが、このため竹棒を天井につけ、その先端から二メートル程の紐を

二、四本をさげ、その紐を簀桁につける。この微妙な動きのため、気泡や塵を除き、そのあと水を簀目から落ちた後に、簀桁の簀を取りはずして湿紙板に重ねる。

揺り動かす回数、漉き桶中の原料の濃度によって異なるが濃度が薄くなれば回数は多くなる。簀の大きさは、縦一二〇センチメートル、横六十七センチメートルであるが、現在ではその倍判で、中判紙四枚ずつ漉きあげている。

長谷川文一氏は人蔘袋用紙を契約製造しているので、特殊な簀桁をつかっている。二・三判といひ縦二尺、横三尺のものである。他の二人は中判紙専門に漉いている。湿紙板には、長谷川文一氏の二・三判で、冬の寒中でも、一日八時間労働で、三五〇〜四〇〇枚を漉きあげている。

八、乾燥

漉いた紙は湿紙板から運び、乾燥鉄板の上で乾かす。会津は冬季の日照時間の不足や天候の急変によって、屋外乾燥は不能である。製紙場の一部に縦三尺、横九尺位の釜に鉄製の鍋をかけ、その中で湯を沸して、蓋の鉄板に蒸気熱をあてる。こうした鉄板で乾燥して仕上げる。二・三版でも一時に三枚宛乾燥可能な鉄板を仕付けてある。人蔘袋用紙は二枚重にして乾燥させると、密着するので、袋紙として堅牢であり、特殊注文紙である。

九、裁断

乾燥した紙は、よく揃えて裁断する。

九寸五分に一尺一寸仕上りが中判紙、九寸五分に三尺か障子紙は二十枚を糊つきして一本とする。

慣れた人は、この糊継ぎを一日百本を作成している。神技のような器用さである。

裁断は、裁庖丁（宮下の職人製）定規、裁板を用いる。

10、販売員

特約として、長谷川文一氏は人蔘袋用紙は、会津坂下町大川原登記二商店に売り、障子紙は買いに来た人と会津坂下町高久銀一商店に多く売っている。

長谷川忠雄氏も斎藤豊氏も中判紙として、同上高久銀一商店である。

その他、紙漉き見学及研究などで、十一月から三月末までの最盛期には、町外からの客が多く、この人たちも需めて帰る人が少くない。昭和四十九年冬も百人近い人がきている。

二、衣服

紙漉きのための特別な服装はないが、寒冷中なので、病気に罹らぬような厚着をしている。

特に会津の厳寒はきびしい。

三、信仰

仕事はじめの日は、傭う人を招き、「シゴトハジメ祭」をする。冬季中に無事に終るまでの御守護と、新しく作り出される

紙の予祝という意味がある。

この夜は大山神、竈の神、水の神を祀り、製紙に無事そしてめでたくシキジマイの終わったことの御守護に感謝を捧げ、且手伝の人々の労を篤くねぎらうため、酒・肴・名物手打ソバのご馳走をするのが例であるという。

三、其の他

野老沢紙がこれまでの良質紙を製することができたのは、創業以来祖先の研究努力と、上川崎、西勝の人々との交渉によって、技術的にも、経済的にも数多い交流を行ったこと、埼玉県小川町福田正夫氏の用具専門家の協力の歴史があることを忘れることは出来ない。

殊に毎年の販売についての御相場価格の上川崎との連絡、また上記三製紙地の協議による技術者指導者の招聘講習等が現在まで継続されてきたことを特筆しておかねばならない。

文化五年の『牛沢組郷村万改帳』をみると、野老沢村の外に椿村中判紙四束、麻生村中判紙三束の年貢割当がある。

こうしてみると、只見川左岸で段丘集落の耕地面積が一戸平均に些少なところに、製紙の発達をみたことになる。

大正十五年野老沢村で三十戸の製紙戸数があり、年生産五、五〇〇円の好成績を挙げたと記録しているのも、遠い昔の貨幣価値を考えられる。

野老沢紙漉き唄 野老沢で紙に関する労作唄は特にみつからなかった。

しかし安達郡上川崎村の人と接触のあったころ、上川崎村の遠藤清俊氏が、自村の紙漉き唄をここへ伝授し、暫く唄われたと伝承はあるが、絶えて年月も古く、歌詞を覚えていた人はいない。

この唄の最初の歌詞は、上川崎とあるのを、野老沢と替えて教えたらしい。座敷唄の大津絵節なので左に記しておく。

野老沢紙漉き大津絵

野老沢の紙漉きは これほどきつそ（喜ばしい）なものはない
七福神ではないけれど 宝のみ槽をはぎすえて（作っておいて）

コウズ（楮）のかわの水を汲み 家内も睦じくネリ（原料）合せ

タガ（質桁）いにスダレ（簀）て辛抱すりゃ

宝のみ舟（槽）の中からは 大判小判をすくいあげて

通用便利の世の中に 広まるほどこそめでたけれへ

野老沢紙玄如節

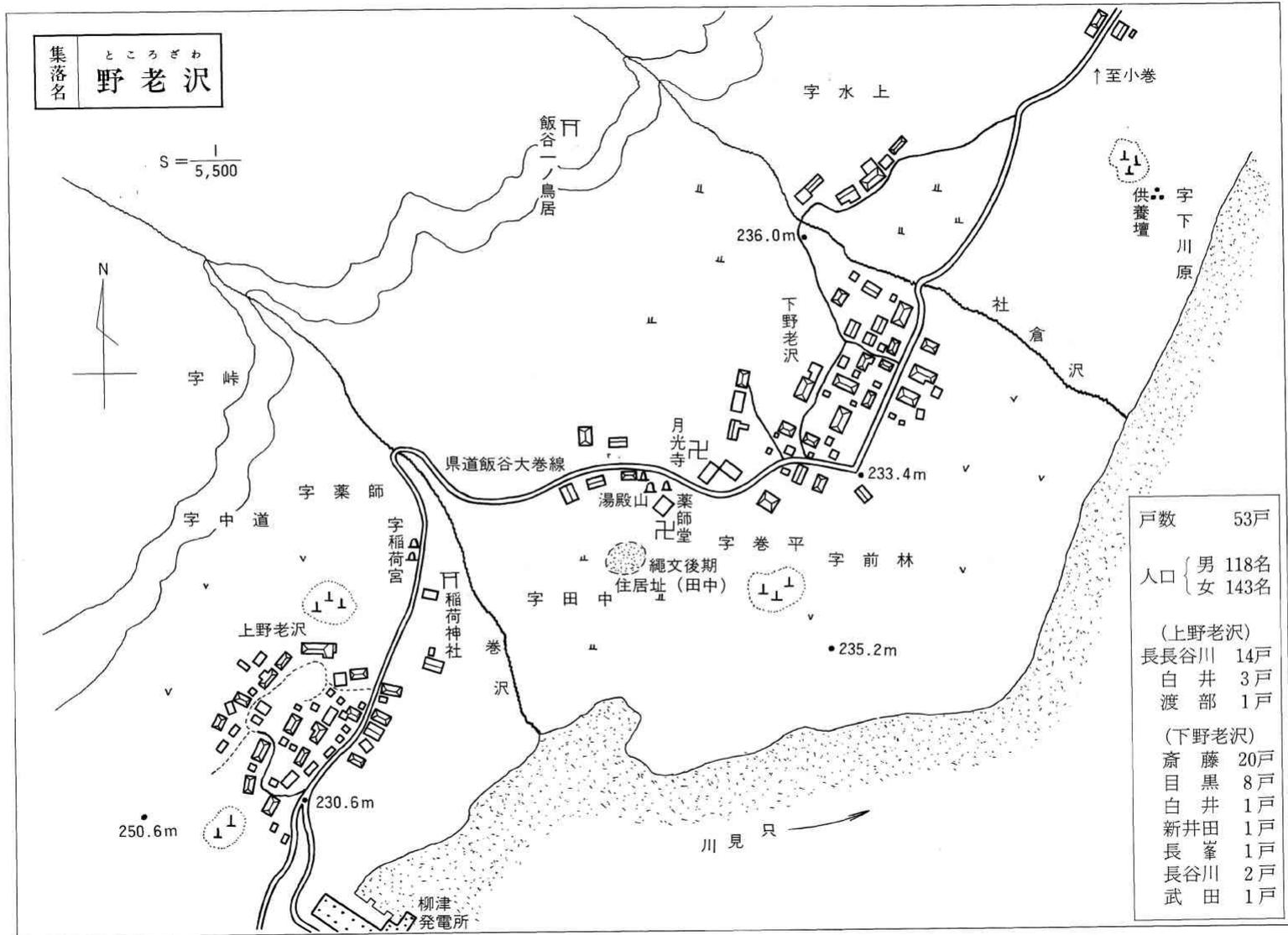
神の御幣を野老沢の紙でヨー たてておがめば福がわくヨー

ゆでてたたかれ水垢離とればヨー すえは神よとおがまれるヨー

紙になりたい野老沢の紙にヨー 夫婦初夜の枕紙ヨー

書いておくれよ野老沢の紙にヨー 恋し野老沢のかおりするヨー

恋しあの娘の恋文みればヨー 紙のかおりが野老沢ヨー



三、椿

(一) 村名のいわれ

椿というゆかしい村名は、藤とならんで柳津の集落名の中でもとりわけて自然とのつながりを感じさせるものがある。

『新編会津風土記』にも、

「椿村・端村上椿・下椿・石坂 此村の山中に椿多き故に名くと云……」

とあり、また、寛

文五年の『牛沢組

郷村万改帳』にも、

「昔此処ニ名花

之椿在ルニ依テ

椿村ト名付ル、

今ハソノ椿ナシ

沢入ニ山椿卓散

(沢山)アリ」

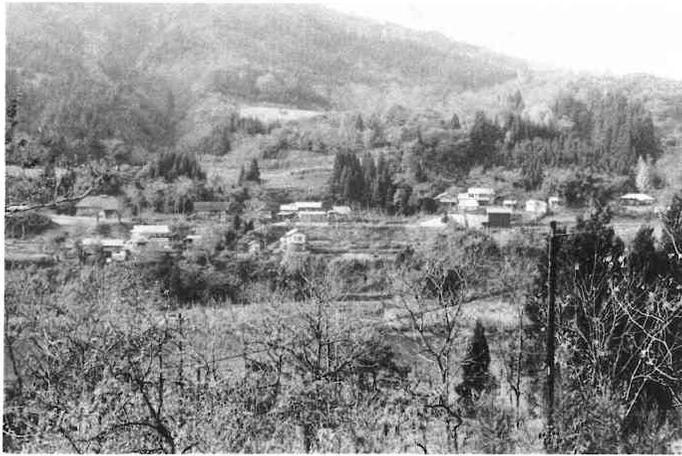
と記述してあって

風土記の記述と異

なるのは昔時椿の

名花があったから

椿と名付けたがそ



椿の集落を望む

の名花たる椿はないとされていることである。しかし、村近くの山中に椿が多く生息しているという点では、ほぼ同じくになっている。

たしかに椿から石坂方面にかけての数多い沢には山椿の自生が多くみられる。この自生の山椿は、「ユキツバキ」といわれる椿であって、別名を「サルイワツバキ」とも称される。「サルイワツバキ」とは岩手県猿岩地方で初めて発見されたからである。その後は日本各地で発見されているが、特徴的な分布状況は奥羽山脈から日本アルプスにかけて裏日本寄りに集中していることである。

つまり、「ユキツバキ」のことが示すように、この椿は積雪地帯に多い自生の椿であって、命名者は東大名誉教授本田正次博士であるという。

椿のこのユキツバキを採取された福島市円通寺の住職吉岡棟一氏の話によると、ユキツバキは氷河期にあってこれに耐えて残存した植物であるという。雪や氷に強い耐寒性はそんなことから推定される。ユキツバキが幹が伏性で低木であるのも雪に耐えている性質を示すもので、温帯地方の椿が直立して大きいのに比べて積雪地帯の植物たることに特徴があろう。花は一重であって淡紅色、いわゆるピンクである。

椿村の山中にある椿は、このユキツバキが多く、沢ごとに素朴なかわいらしい開花をみせている。けれど、村名のいわれとして自然のいぶきを感じさせる美しくやさしい村名である。



(二) 村の成り立ち

椿の集落の起りはいつのころかははっきりし得ないが、俗称中村という集落が昔時あったそうである。中村と呼んだのは、この中村が只見川に面して集落を形成した跡で、この集落をはさんで上椿下椿の集落が形成されたためであろう。この中村が椿村の本村であって、端村として、上椿・下椿、さらには石坂がこの本村に属している、いわゆる幕藩時代における椿村という行政組織を形成していたわけである。『新編会津風土記』などをみても、下椿が八軒もあり石坂が十七軒もあるのに対して、わずか二軒にすぎない集落が本村であるというのも、その間の事情を物語るものと推測される。石坂の集落は椿の村民が出住したと言いつづけているから、椿の集落発祥は石坂のそれよりも古い時代と考えられる。

天喜五年（一〇五三）源義家が塔寺八幡宮を修造したと伝えているが、『八幡宮神役目録之事』の中に、

「十番朝立柳津矢鎬流馬一番トシカへ朝立村僧饅八膳僕一番紙袋
一帖御シメツクシ一本タ、シ藤椿カツヤトモ二役也御ヒサツキ用
途百文」（傍点筆者）

の記述がみられる。これによると、既に千年ほど以前に椿や藤の集落は形成されていたことになる。また、戦国時代には伊達政宗の家臣大波玄蕃の軍勢が通過した時に椿の名がみえる。

椿の本村は現在の字上宮前・二百刈・石仏の辺りに戸数二戸を数える小さな集落であって、それに対して上椿二戸という小集落は、

字古屋敷にあって現在の県道の下の段に家宅を構えていたのである。椿の古老の方によるとこの上椿に田中と名乗る家があったと話されているが、『貞享二年地下風俗謂付万覚書』の中に、

「高九石九斗式升七合、藤八・清蔵・田中・小一郎……」（傍点筆者）

と記載されていてその点うなずかれるものがある。この田中の屋敷稲荷は県道の上方に今でも存在していて、上屋敷・古屋敷の地名とともに藩政時代迄の居住地であったとよすがとしている。この上椿二戸のうち一戸は無跡となったために残る一戸が本村の椿（中村）に転住したのが明治初期といわれる。このため明治初年までは二戸であった本村の椿が転住の一戸を加えて計三戸の集落となったのが、現在の俗称「上椿」といわれる集落の明治初期の村況であった。現在はこの集落も戸数が増加して九戸になっている。

下椿は藩政時代に既に八戸に及んでいて本村の椿よりもはるかに戸数が多いのであるが、それが端村となっているのは、この集落の形成が本村中村のそれに比べて後の時期であったからではあるまいか。同時期に集落形成がなされたならば戸数の多い下椿が当然本村となっていてよいはずであろう。村の言い伝えとしても、下椿や石坂の村は中村から出住したとしているのも理由づけられるものがあるといえよう。廃寺となった万秀山正光寺が、「但肝煎屋敷ノ内ニ立……」（寛文五年牛沢組郷村万改帳）と記載されているように、中村に肝煎が置かれたのも当時の世襲制度からして、中村が古くからの

家柄を有する集落であることがうなずかれる。

(三) 寛文貞享期の椿

藩政時代における椿の村は、前述したように牛沢組に属していて中村を本村として、上椿・下椿及び石坂の三つの集落をその端村として成り立っていたわけである。『寛文五年牛沢組郷村万改帳』によると、石坂の分を含めているので判然としない点もあるが、寛文期における椿の様相をほぼうかがえるので、それを記載しておく。

椿村 若松ヨリ西行程四十三里

此村南北八町東西二十五町、南北中絶シテ畠在リ、家居東ニ向キ前ニ川流後ニ山アリ。村近所ニ田方スクナシ、村ノ中ニ野澤ヨリ柳津エ出ル道アリ。昔此処ニ名花ノ椿在ニ依テ椿村ト名付ル今ハソノ椿ナシ澤入ニ山椿卓散アリ。

一、家十三軒、竈十九、男五十八人、女三十九人、馬十二疋年々増減アリ

一、端村石坂ハ本村ヨリ成方五里隔テ在リ、東西三十間南北六十六間家居東向キ後ニ畠前ニ田在リ、四方山ニテ谷間一纏ニアリ。家際ニ野澤ヨリ柳津エノ海道アリ。家十一軒、竈十七、男五十四人、女四十四人、馬尠疋

一、田方一町八反十三歩、内五反九畝二十五歩土色赤砂土、九反一畝十歩土色赤ネバ土、二反九畝八歩土色黒野土、一反九畝八歩中ノ下、三反五畝二十五歩下ノ上、五反五畝歩下ノ中、七反

拾歩下ノ下

一、畠方拾九町九反一畝歩、内九反土色赤真土、七反五畝歩土色白砂土、拾八町二反六畝歩土色黒野土、九反四畝歩中ノ下、二町七反二十四歩下ノ上、五町四反八畝十九歩下ノ中、十町七反拾四歩下ノ下

一、早稲少晩稲多糯稻少、大麦・小麦・大豆・大角豆・粟・稗・麻・蕎麦・油荏・芋・菜大根・外野蒜・蕓・スギナ

一、高百四石四斗九升八合、内百石九升本田、四石四斗八合新田此取八十三石三斗七升七合、免七ツ九粉七厘八毛八拂、年々増減アリ

年貢 一、金二十七両二万銀七匁六粉、年々増減アリ

内大豆三石五斗五升、油荏二斗ニテ納ル、年々増減アリ

小役 一、銀十三匁一粉一毛七拂 綿役

一、金一分銀七粉二厘 糠藁

一、錢二貫六百三文 足前

一、金二分銀一匁六粉 山役

一、錢三百文 松葉ササ□イ

一、中盤紙四束 紙漉役

一、千六百八十三本 役漆木十六盃八合三夕納ル

一、三十三貫三百四十目、御役蠟二十三貫五百六十目大買蠟此代金

金三分銀四匁四厘四毛被下之ヲ拾三貫四百八十目小買蠟此代金

一兩二分銀十一匁八粉四厘被下之ヲ、右ノ外蠟余次第相場蠟ニ

指上ル、金壹両ニ付上蠟七貫三百目之値段ニ金子被下之ヲ、蠟ノ位段々三百目下リ漆実多在之年ハ大概代金三拾兩程ノ積リ最モ年々増減有リ

一、楮金二兩程ニ売ル 年ニヨリ増減アリ

一、此村ノ宮薪ヲ伐紙ヲ漉商売ス

一、栗・柿・李・梅・胡桃

一、社 諏訪宮 村ノ北一町十間ニ在 開基由來年号不知 方五

五尺ノ板葺 社ノ地東西三間南北四間 栗桜在
リ

大明神社 村ノ良三十間ニ在リ開基ノ由來年号不知 方

四尺ノ板葺 社ノ地東西八間南北十五間、栗杉
アリ

一、寺 萬秀山正光寺 浄土宗 村ノ北民屋ニ繞寺内八間由來ノ

書物別紙ニ在 寺免ナシ 但・肝・煎・屋・敷ノ
内ニ立 松椿在リ

一、山 椿村ノ西ニアリ、周リ二十里、麓ヨリ頂ニ至リテ百五十

丈、頂上ヲ鳩ノ倉ト云、此処エ登レハ郡中目下タニ見エ
ル。在ル所之草木禽獸ハ百合草・桔梗・萱・独活・蕨・葛
野老薯・蓬・水菜・萩・松・桜・栗・榎・椿・柳・楓・
山桑・柏・マンサク・ハナノ木・岩柴・岩躑躅・山鳥・
鶯・郭公・鳩・狐・狸・兎在リ

一、川 アカノ川ハ村ヨリ東ヲ流ル、昔ハ滝アリ鱒川戈雜喉ヲ取

ル、三十三年以前滝破レ河原ニナル、此川中ニ岩アリ此
岩ニ蛤蜊片貝ノ形ナル石在リ、是石蛤ト云ナリ

一、沼 村ヨリ成ノ方四里半隔山中ニ在、周リ百間カタカイ在此

沼エ端村石坂ノ下水入ル、彼水底ヲ通スニヨリ洪水シテ
モ下ヘナカレス

この蛤蜊石については『新編会津風土記』にも、

「。只見川、小巻村の境内より来り、北に流ること九町餘、藤
村の界に入る。川中に大なる赤岩あり、其中より蛤蜊石を出す」

と記載されているし、石坂の岩淵家文書の『貞享二年万覚書』にも

「岩ニ蛤石在、此石□ニ而おろし切砥ニ用候」

と記載されている。只見川中の赤岩のみでなく、椿・石坂方部には

これらの石蛤つまり地質時代よりの経過を示す化石が多くみられる。

特に沢尻川沿い、一貫清水附近などには数多く発見されている。

なお、椿村は『貞享二年万覚書』にもあるように田方一切之無と

いった比較的田地に恵まれておらず、わずかに村の近辺と沢尻川沿
いに耕地を保有しているに過ぎない。ために、「家業紙を漉并薪を
伐炭焼、坂下市江出売買渡世」しているような村況であった。貞享
元年には、椿村では端村石坂を含めた村高は七五石九升であるが、
寛文五年の万改帳には、村高一〇四石四斗九升八合となっているの
は不審である。また『牛沢組村高目録』（年不詳）には、椿村の村高
は二一一石式斗七升九合（本田・新田）であり、そのうち、椿は本

村村高として高一〇一石三斗七升四合を持ち、免（租税）六ツ巻分（六割巻分）を課せられていた。また、田の耕作による村高は十石四斗七升巻合でその面積は九反九畝、つまり、一町近くの田の耕地面積を保有しているにすぎないが、畑高五十七石九斗六升五合、面積十四町五反三畝十歩を有していた。ほかに、新田高として三十二石七斗三升八合があり、家数二十一軒、但四十三竈があつて、人数二三八人に及んでいた。新田高三十二石七斗三升八合の田畑の区別は明らかでなく、またその面積も不分明である。しかし、寛文五年の万改帳によると、村高一〇四石四斗九升八合（石坂を含む）のうち一〇〇石九升は本田高で、新田高はわずかに四石四斗八合となつていて、その耕地面積は、田方一町八反十三歩、畑方十九町九反一畝であり、耕地面積が広がっている。但し、反対に家数人数は、椿では十三軒竈十九、九十七人、石坂では十一軒、竈十七、九十八人と著しい差異がみられる。

もし、『牛沢組村高目録』が『寛文五年万改帳』よりも古い時期のものとするれば、椿・石坂にあつては耕地の開発、拡充が進んだ反面に人口、戸数が減少しているということになり、その反対の場合を類推しても、耕地面積が増大して人口、戸数が増加していることとなり、いささか疑問となるところである。

椿村の紙漉きはいわゆる出原紙と称する中盤紙で、寛文期には中盤紙四束、貞享期には同二束、年不詳であるがある時期には同六束を税として上納していたが、椿・石坂の区別は不明である。

(四) 神社と寺

椿の神社には、上椿に御稷神社、下椿に諏訪神社がある。

『新編会津風土記』によると、

「。神社。御稷神社境内東西十三間南北十九間免除地村南一町計山麓にあり、鎮座の初めを知らず、鳥居あり、出倉村舟木伊勢是を司る〔相殿三座〕△伊勢宮 本村より移せり、△信夫神△四郎神 同上。諏訪神社境内東西二十五間南北十五間免除地 端村下椿の北にあり、鎮守の初詳ならず、鳥居あり、舟木伊勢が司なり、〔相殿一座〕△稻荷神 下椿より移す」

とある。また『小椿村誌』には、

「御稷神社 式外ニシテ小社ニ属ス 字上宮前ニ在リ 東ニ面シテ鎮座ス 社地面積四十一坪官有地神殿方三尺拜殿東西八尺南北二間桓表開五尺高七尺、倉稻魂命ヲ祭ル、由緒勸請詳カナラス、祭日九月十五日 境内樹木ハ杉ノミ只八株アリ 而シテ境内ニ三座ノ撰社アリ、神明社・信夫社・四郎社はナリ」

とあるが、諏訪神社の記載はみられない。但し、貞享二年の『万覚書』には、

「一、鎮守諏訪明神司、村民建立、七月廿七日祭、参拝ス」
とあるが建立期にはふれていない。

また、屋敷神として特徴あるのは渡部新一氏の石塔六体であり、稻荷・不動・熊野・庚申・愛宕・山ノ神がそれであるが建立時期は定かでない。

万秀山正光寺は今は無跡であるが、その草創は古かったらしい。

『新編会津風土記』には、

「正光寺 境内東西十一間南北十三間年貢地 村北にあり、臨濟宗・萬秀山と号す、開基の年代を知らず、慶長元年柳津村圓藏寺の末山となる。本尊観音客殿に安置す」

とあり、『寛文五年万改帳』には、

「浄土宗村ノ北民屋ニ統、寺内方八間、由来ノ書物別紙ニ在、寺免ナシ、但肝煎屋敷ノ内ニ立松椿アリ」

とある。

また、『小椿村誌』には

「正光寺、萬秋山、字上宮前ニ在リ、境内面積八十二坪民有地、同郡柳津村臨濟宗妙心寺派靈巖山円藏寺ノ末派ナリ、応永年中徳溢ノ法孫義乘興徳寺第三世大圭和尚開闢ス 慶長十六年故有テ蒲生秀行臨濟ノ僧徒ヲ放逐シテ真言宗ニ改メタリ 後ニ漸々衰フルニ及テ無住ニ属セリ 蓋シ旧ト瑞光寺ヲ移シタルナリ 本堂縦三間八分横八間五分 正観世音菩薩ヲ本尊トス。……現ノ境内ニ樹木アリ記スヘキモノハ老杉唯一株ノミ」(傍点筆者)

と記してある。

さらに、『滝谷山ノ内家文書』の中には、

「一、永正十三年丙子正光坊ヲ椿村ニ移シ為去号正光寺」

との記述もみられる。永正十三年(一五一六)三月二十八日には、同書に、

「炎上堂寺院民家共ニ不残焼亡ス」

とあり『会津旧事雑考』にも、

「永正十三年三月廿八日戌刻楊津人家及塔焼失」

とある。会津年表もこれを受けて、

「永正十三年丙子三月廿八日 河沼郡楊津村火あり、堂塔及び人家焼失す」

としてある。しかし、両書共に正光坊が椿村に移されて正光寺となつたことは記述していない。『楊津秘録』も同様に、

「永正十三年三月二十八日、堂塔門庶災」

としているが正光寺のことにはふれていない。したがって、火災にあった正光坊が椿に転じて正光寺となったのか、はたまた、永正十二年に正光寺となったのが事実かどうかは判然としないところである。瑞光寺にあったものが椿に転じて正光寺となったといわれるが、瑞光寺山にあった寺は西光寺と称せられていたらしい。もともと瑞光寺山の名まえの起りは『楊津秘録』によると、慶長十六年(一六一一)の大地震による柳津の大洪水のさいに椿村分の只見川中に砂山突出し村民の大ききわきをひき起したがその数日後に「夜見千向岸山上有光輝」をみたので、「衆僧等訝」てその方位を翌朝たずねてみると、「異香芳馥、薩埋寶頭盧 儼然并在石上」ので人々驚喜して仮作の草堂に安置し、それよりこの山を瑞光山と称するに至ったといわれるものである。したがって山名は瑞光山であって瑞光寺山ではない。瑞光山に寺があったために後世瑞光寺山と呼ばれるようになった

たのであろう。『滝谷山ノ内家文書』には柳津三十六坊として西光坊法光坊・円光坊等の光の付く諸坊を取りあげているが、瑞光坊の名はみえていない。また、正光坊の名もみえていない。

このようなことから、正光寺の起こりは判然とし得ないが、慶長年間には円蔵寺に属した寺として椿の集落地内にあつたのはおそらく事実と考えられる。その後一時期浄土宗に属したが、さらに臨済宗に属し円蔵寺の末山となつて続いたらしい。正光寺は椿・石坂の檀那寺であつたが藩政時代末期には既に無住の寺となつたのであるうか、明治三年の『牛沢組椿村戸籍』には「畑高四斗七升三合 正光寺」とのみ記載されているにすぎない。藩政時代に無住となつた正光寺はその後いつのころか廃寺となり、「現ノ境内ニ樹木アリ記スベキモノハ老杉ノミ」（『小椿村誌』）と伝えるばかりとなつたのである。椿・石坂では現在、柳津奥之院の檀徒となつてゐるのが大部分である。

(五) 明治初期の椿

藩政時代には椿は牛沢組に属していて石坂を端村としていたが、明治維新後に若松民政局下にあり明治二年（一八六九）六月に同局が廃止されると若松県の管轄に属していた。同九年八月には若松県が廃されて新たに福島県に合併されたのでこれに従つて現在に及んでいる。しかし、この間の改正によつて、明治六年二月には第三大区九小区に属し、明治八年四月よりは第三大区五小区に属し、明治七年には、「コノ三村合併シテ小椿村ト改称ス」（『小椿村誌』）とな

るに至つた。しかし、『福島県市町村沿革』には、この三村合併（椿石坂・小巻）を明治八年八月十二日としている。『六十余年実記』には、直接に小椿村の誕生のことにふれていないが、飯谷村のことに「明治六癸酉年 御改正ニ付村名相替寄セ村ニ相成元野老沢村ヲ飯谷村ト改ム」と記述してあつて、『福島県市町村沿革』で飯谷村三村合併（野老沢麻生・持寄）が明治八年八月十二日としているのと異つてゐる。したがつて、明治八年八月十二日以前に村の合併が行われていたとみるべきであらうか。

小椿村誕生以前に、椿と石坂とで椿村を称してゐたころの、明治三年（一八七〇）の『岩代国河沼郡牛沢組椿村戸籍』には、次の如くその戸籍が記載されていて当時の一端がうかがえる。

椿村	百姓代	齋藤（朱書）
一、田高彦石八斗七升八合	午五十七歳	松次郎
一、畑高六石五斗四升	同二十五歳	男子 馬之丈
一、山式ヶ所 庚午十一月十九日死同十八歳	同妻	とよ
一、林ヶヶ所	同二歳	孫男 松吉
禪宗正光寺且那	同十八歳	女子 ちよ

この戸籍の記載方法は藩政時代の『宗門家別人別改帳』と余り変

明治3年(1870)の椿村戸籍表

氏名	田高(石)	畑高(石)	漆木(本)	人数
斎藤松次郎	1.878	6.540	110	5
佐藤清像	3.956	5.829	153	6
斎藤駒像	2.714	4.587	106	4
佐藤清三郎	4.904	8.678	224	7
宮本善之介	2.553	4.311	76	5
斎藤勝多郎	2.303	3.377	90	6
磯部又三郎	3.757	6.700	120	8
磯部新平	3.704	5.096	105	2
渡部熊次郎	2.121	3.619	74	3
斎藤佐次郎	5.450	5.614	75	4
斎藤常三郎	4.540	2.431	70	6
無跡久八				
合計	37.880	56.782	1,203	56

わりがみられない。この斎藤という文字が朱書でおそらく後書きされたと思われるのも、一般農民が姓を正式に名乗られなかった藩政時代から、近代への移行時期における変化が類推されて興味深いものがある。

この戸籍には、他に、佐藤清像・斎藤駒像・佐藤清三郎・宮本善之助・斎藤勝多郎・磯部又三郎・磯部新平・渡部熊次郎・斎藤佐次郎・斎藤常三郎などの名がみえていて、明治三年には、椿の戸数が計十一戸、人数五十六名を数え、田高計三十七石八斗八升七合、畑高計五十六石七斗八升式合となっている。田畑高の計は九十四石六斗六升式合の村高になっている。漆木数は一、二〇三本となっている。戸数に比べて役木数が多くなっている。

(六) 小椿村の時期

明治十二年郡区改正後に椿は小椿村戸長役場時代を迎えることになる。小椿村誌は明治十五年(一八八二)に、岩沢藤吉が編集したものであり、時の戸長は目黒孫十郎、用係は新井田幸次であった。

同書によると、旧小巻村は二十三戸、石坂は十四戸、旧椿のうち下家前(下椿)は九戸、上宮前(現在の上椿)は六戸で合計五十二戸を有し、その合計人数は七八〇人(明治九年一月一日調)と記されているが旧椿村の人数は明らかでない。但し、明治三年が人家十一戸であるのに対して十五戸と増加しており、特に現在の上椿の集落に戸数の増加がみられるのが特徴といえる。

明治六年(一八七三)明治政府は全国の石高の称を廃して反別とし、同年七月二十八日には地租改正条例を布告しているが、前小椿村誌によると、明治八年の小椿村の新検反別は次の如くなっている。

税地 新検反別 小椿村

田 反別式拾壹町六反式畝十七歩

畑 反別三十五町八反十四歩

荒地 反別五反九畝十式歩

林 反別八町五反廿六歩

山林 反別四拾六町七反三畝壹分

柴山 反別三反式畝歩

敷地 反別三反二畝歩

草山 反別壹反六畝十歩

草野 反別五町七反八畝十三歩

溜井敷 反別三反八歩

沼 反別式反歩

宅地 反別二町九反三畝十六歩

官林 反別八町六反八畝廿歩

社地 反別壹反十三歩

寺地 反別二畝廿二歩

この新檢反別による地租としては、国税金三三一元（内田畑宅地税二二八円六一銭一厘、山野税三円一〇銭九厘）県税金四円七六銭が課せられた。

また、山の中でも官有林であったのは宮腰山（一町五反歩）・峠山（一反式畝歩）・宇津尾坂山（五反歩）・立石山（二町六反六畝廿歩）・瑞光寺山・山神山（三、六〇〇坪）等がそれであった。

これらの官有林は明治後期より昭和に至る間に漸次民有林となり椿の場合には三〇〇円で民有林とした。さらに私有細分化へと進んでいるのが現況である。

また、この時期における小椿村の物産の主たるのをあげると、米一〇五石一斗・糯米四十四石六斗・大麦一石五斗三升・小麦十六石三斗五升・粟二十七石三斗・黍一石一斗・稗十八石三斗六升・大豆

五十五石八斗・蕎麦三十二石四斗・玉黍蜀三四〇斤・馬鈴薯二〇〇斤・実綿十五斤・麻三〇〇斤・籃葉五〇〇斤・楮皮六〇〇斤・生蠶二〇〇斤・葉煙草一、一五〇斤、菜種五斤・人参五斤の生産額がみられている。

民業としては、

「男女皆農事ニ服ス 余業トナスモノハ鍛冶一人、水車ヲ鵜転スルモノハ一人、鉄物行商スルモノ一人、工匠紙漉スルモノ一人トス」（『小椿村誌』）

とあり、そのほとんどが農業を基盤とした生計であったといえよう。但し、前述したように、椿・石坂・小巻の内訳は判然としない。

(七) 大正以降の集落の変貌

明治二十二年四月一日、小椿村・飯谷村・藤村の只見川西北岸にある三村が合併して飯谷村となり、さらに、大正十年（一九二一）には、柳津村・倉戸村・飯谷村の三村が合体合併をして柳津村となり、それが昭和十七年五月二十日には町制施行にともなって柳津町となった。

戦後においては昭和三十年三月三十一日にこの柳津町と西山村とが合体合併をして柳津町の誕生をみたわけであるが、椿の集落はその都度これに従って現在に至っている。

椿における水田耕作は元来面積が少なかったが、藩政時代以降特に大正期に入って農業改善が進むにつれて、漸次耕作面積を拡げていき、戦後の昭和三十一年水害時迄には約三町歩の田を耕作するに

至った。

しかし同水害によって沢尻川沿いにある登等・二階平・下沢尻・沢尻等にあつた約五反歩ほどの田地が流失の憂きめにあつている。

大正二年の水害でも椿では、上川前・中川前・下川原の一带約畑四町歩がたん水となつたことがあるが水田の流失はなかつた。従つてこの昭和三十一年の水害は椿に取つて痛手であつた。幸いにも、郷戸原及び上田地内にはほぼ同面積の水田を獲得したので、村全体としては元の水田耕作面積を保有していることになるが、戸別の最高は七反歩ほどであろう。

煙草の耕作もみられ七戸ぐらいがこれをやり平均四反歩ほどの耕作面積になると思われる。

集落の戸数も増加し、特に上椿の増戸が目立っている。

職業もこれにともない農業のほか、土建業・電気工事業等の近代産業の多様化の様相がみられている。

ただ、昭和二十六年（一九五一）五月には下椿の集落に火災が発生して、磯部義忠・斎藤初六・斎藤佐蔵・宮本弥吉・斎藤宗勝が焼失するという不幸に遭遇しているのはいたましい。

道路の開鑿、改修も明治以降漸次進められている。

明治十五年には隣村藤との脈路である藤新道の改修がなされるとともに、沢尻川沿いの道路も補修されている。

明治三十八年には野沢街道の改修計画書が作製されて時の柳津村

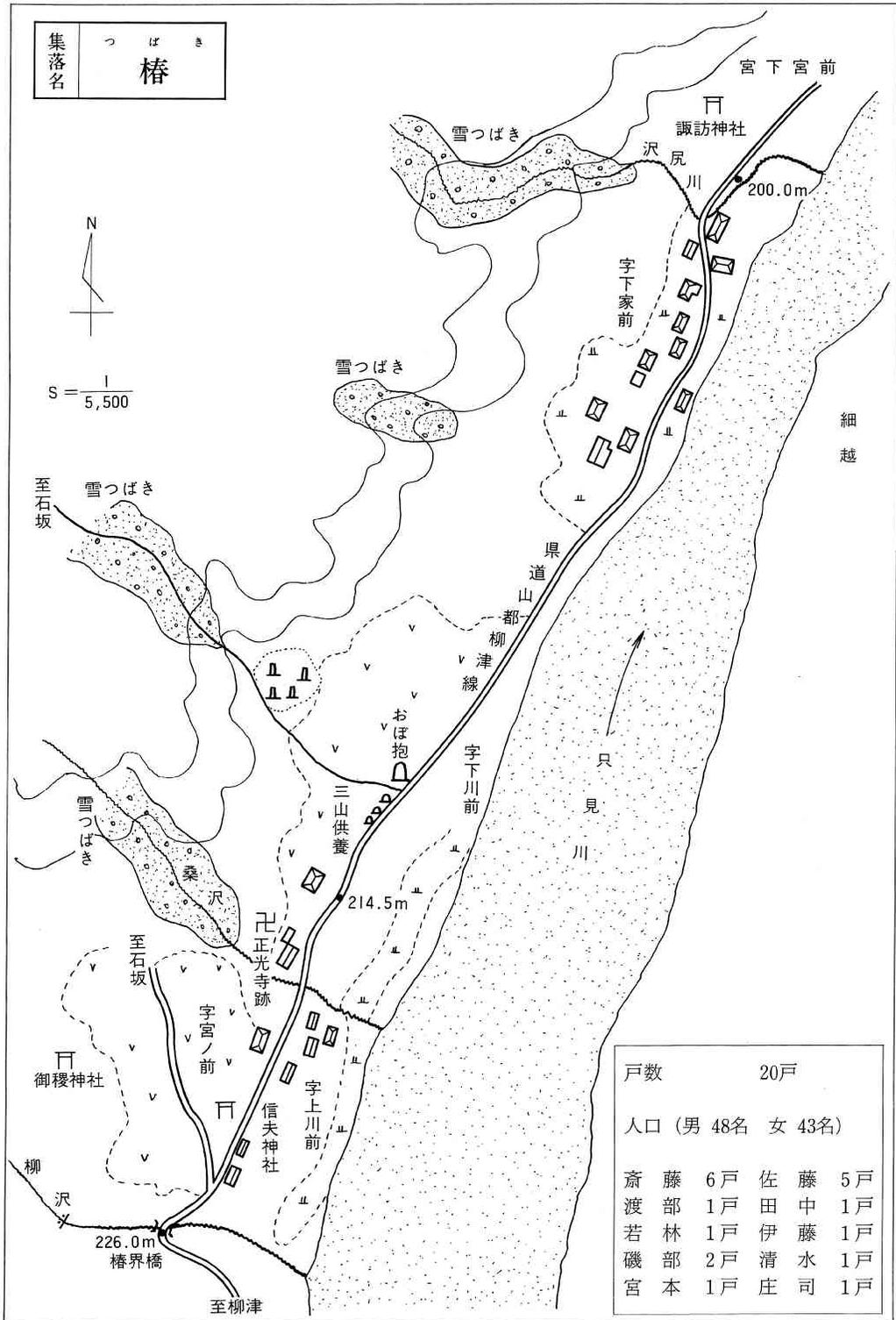
外二ヶ村の村長たる目黒重介によってその補助金下付申請がなされて、詳細な目論見書と絵図とが現存するが、直ちに許可施工されたかは判然としない。

石坂に行くには、椿の上宮前から石仏・宇津尾坂・二夕山・大畑鳥井戸・坂ノ上から宮腰に達する通称宇津保坂（空穂坂）の通路があつたが、柳津方面から椿・石坂方面へ行くのには、瑞光寺地内から、板沢・片貝渕・古屋敷・柳沢を経て、椿方面と石坂方面への分岐点に達する小径が現在の県道よりも只見川近くの下方にしかかれていた。

さらにこの通路はキワタ窪を経て椿からの道と宇津尾坂で合し、石坂・長窪を経て藤峠方面で越後街道と合してやがて野沢に達するところから通称野沢街道といわれていた。

藩政時代の上椿はこの旧路の小径近く現在の県道の下方にあつて通称古屋敷または上屋敷といわれたことは前述した。この念願の野沢街道の改修が明治三十八年に目論見されたが大正末期と昭和八・九年頃の両度にわたる大改修ではば現在の県道の原形を示すようになった。

戦後もその改修がなされて昭和四十八年からは椿境までの舗装がなされ、現在は椿集落内を通過する県道柳津・山都線の改修拡張がなされていて面目を一新しつつある。



二、石坂

(一) 村名と村の発祥

石坂という地名については、古来よりこの地域の至るところに名石を多く産出するという説（『小樺村誌』）、転石が数多く発見されるという説、あるいはそれらに加えてこの地域には坂の多いところから（例、宇津尾坂・空穂坂）この名称を生んだとする説などがある。



石坂部落遠望

たしかに転石が多いのは事実であるが、『小樺村誌』に名石を産出したというのは何の石を指しているのかは明らかではない。貞享二年（一六八五）『地下風俗謂附万覚帳 葉郷石坂』の項に、

「岩ニ蛤石在
此石□ニ而お

路し切砥ニ用候」

とあることは、一貫清水付近より大型の化石を戦後に於いて発見されていること、または転石と関係して石坂の地名を生んだ一因と考えられる。

石坂の集落がいつごろ形成されたかは明らかではない。ただ村の人の話では上樺から石坂に來住したともいい、しかも鎌倉からのおいが多分にあると伝えている。小字名「ニタ山」には土塁の残像があったが現在こわされたとのことである。

幕藩時代に石坂は本村樺村の端村として成り立っていたが、石坂の岩淵清司氏宅はこの時期地首や蠟釜本を勤めてきた家である。同家に所蔵されている近世文書は数多いがその中で『元和元年頃より石坂成方覚事仕帳』をみると、

「石坂元根者万太兵衛と申人石坂切立」

と記述されているが、この万太兵衛がどこから來住したのか、その時期はいつなのかは明らかにされていない。また同書には「先年矢敷ハ清十郎矢敷次郎左エ門甚左エ門矢敷古來より矢敷御座候」とも記述されていて、清十郎（岩淵清司氏先祖）次郎左エ門、甚左エ門などが石坂の旧家であることが判明するが、これらの三人が万太兵衛切立以前なので先年屋敷なのか、それともこの三人の屋敷は石坂では旧家であるという意味での先年屋敷なのかその点が不明である。但し、元和期以前であることはじゅう分推察できる。

いずれにしても、万太兵衛、次郎左エ門、清十郎、甚左エ門など

が石坂村の集落発生の草分けと推察される。なお同書によると、万太兵衛は越後屋を名のり後に長久保（長笹）に在住したが、清十郎は石坂に残ったので、後世、清十郎の家系が椿村の端村たる石坂のいわば村長の存在である地首や蝸釜本などの役を勤めることになったと考えられる。

(二) 集落の変遷

幕藩政時代に入り、寛文二年（一六六二）には百姓十六名の名を連ねた『石坂高割人別帳』があり、次の表のようにまとめられる。

高割(石)	人名
4, 5 5	清十郎
5, 8 2	藤兵衛
2, 7 0	金十郎
2, 7 0	長三郎
4, 5 1	庄十郎
4, 1 5	源太郎
3, 5 8	次郎
4, 5 3	藤十郎
2, 5 5	藤十郎
3, 4 9	清蔵
2, 9 8	助三郎
2, 3 8	清吉
2, 4 7	藤八
2, 4 3	藤久
2, 4 3	甚十郎
2, 4 3	甚十郎

また、『寛文五年巳年山年貢割人別帳』によると、

- 「一、拾三文 清十郎 一、八文 清蔵
- 「一、拾三文 藤兵衛 一、貳拾九文 田中
- 「一、七文 金十郎 一、拾四文 新左エ門
- 「一、七文 彦蔵 一、拾壹文 清左エ門
- 「一、拾壹文 藤左エ門 一、拾貳文 清右エ門
- 「一、拾三文 四郎左エ門 一、壹文 助三郎
- 「一、拾三文 源十郎」

などの記述がみられる。

移住当初、椿、石坂では地形的にみて田方耕作がなされなかったらしく、

「本村ニハ田方一切無之漆木毎木実生り年二年ニ一度宛相場蝸金取御年貢之助力ニス」（『貞享二年地下風俗謂附万覚書』）。といった村況で、

「家業紙を漉並薪を伐、炭焼、坂下市江出、渡世」し、年貢としても、

「御役紙式束宛毎年上納、但紙漉拾人宛ニ而納、御買紙前金三分毎年借用仕り、出原紙ニテ上納」「漆木千六百八拾三本、漆拾六盃ハ合三夕、此蝸七拾貳貫三百八十目 内三拾五貫三百四拾目御年貢蝸 貳拾三貫五百六拾目大買蝸 拾三貫四百八拾目小買蝸」として、主として紙漉き、薪炭生産 漆蝸生産等を畑作とともにして家業を立てていたらしい。（『前同書』）。

寛文五年（一六六五）の『牛沢組万改帳』によると石坂は、次のように記述されていて家数は十一戸となっている。

「端村石坂ハ本村ヨリ戌方五里隔テ在リ 東西三十間南北六十間 家居東向キ後ニ畠前ニ田在リ 四方山ニテ谷間一纏ニ在リ 家際ニ野沢ヨリ柳津エノ海道アリ、家十二軒、竈十七 男五十四人 女四十四人 馬壹疋」

とされていて、既に田の耕作があることを示していて、貞享二年の『地下風俗万覚書』の記述と一致しない。おそらく『地下風俗万覚書』は石坂の開村当時の風俗として「本村ニハ田方一切無之」と記

述したのであって、寛文期に入れば既に田方の耕作が進められたものと推察される。竈十七は前述の『石坂高割人別帳』とはほぼ一致するが、戸数としては合致していない。

また、年不詳ではあるが、『牛沢組村高目録』によると、

「椿村葉郷 石坂

本村高之内

高百拾六石壹斗五合

本田 新田

免六ツ四分五厘

田三拾四石五斗式升

此反畝 貳町九反五畝拾七歩

畑五拾壹石九斗式合

此反畝 拾貳町八反式拾七歩

高式拾九石六斗八升三合

新田

人数 百三拾壹人 六拾五人男 六拾六人女

家数 三拾貳軒 但三拾三竈 馬三疋」

となっている。なお、田の耕作も貳町九反余の面積を有し、免祖(年貢租率)も六割五分弱の割となつてかなり高率な年貢を課せられるほどになっている。

なお、文化六年(一八〇九)の『新編会津風土記』には、

「○端村石坂 本村(注椿村をさす)の西十八町にあり、家数十七軒、東西二町南北二町十五間、山間にあり、昔は山下の平地にありて二区なりしを、元文中山崩れて今の地に移せり。」

○山川 ○鳩倉山 村西二十町計にあり、高五十丈餘、南は小巻村の山に連り、西は泥浮山村に界ふ、○空穂坂 村西にあり、登ること十町計、こゝを越て端村石坂に至る、柳津村より野澤組野澤驛にゆく道なり」(傍点筆者)。

と記述してある。

家居が二区にあったのは、岩淵系と田崎系とで各々一区を成していたからであつて、享保十六年亥十月(一七三一)には村の鎮守飯盛神社(飯森明神)の祭礼日をめぐつて論争を起している。その内容は飯森明神の祭礼日を田崎系では九月二十八日とし、岩淵系では二十九日としたことであつて、その争論内容は岩淵家文書に詳しく述べられているが、紙面の都合上ここでは取り上げないこととする。要は、集落の発達史のなかでそのような事実があつたということであつて、これからの石坂の集落の発展が全村一致の観点でこそ進められることに考えをおきたい。

さて、この二区に分れ、しかも現在地ではなくして山下の平地に居住していた石坂の集落が、現在地に移転したのは元文二年(一七三七)の山崩れによつて集落が襲われたことに起因する。

古記録にもとづく、山崩れと集落の災害は次のようであつた。

元文二年巳六月二十一日に大雨のために石坂の集落の背後にあつた宇津野方面から山抜けが発生して沢尻のあたり迄田畑を押し流した。加えてそのあとに翌二十二日になると朝四ツ時(午前十時)には大水が出て、さらに山抜けが大きくなり、土砂と水が入り交つて石

坂の集落を襲ったのである。被害を受けたのは喜惣エ門・彦兵衛・清四郎・十三郎・国十郎・彦助・新次郎などであったが、七才の子供が命を失うほどの惨事を呈している。このため石坂の人々は長久保（長窪）に逃げて稲場に小屋をかけ三日間村を空けるほどになっている。なかには七日間も石坂に帰らず長久保に避難した者もいたほどであった。

このように石坂方面の土質はもろいのが特徴であるが、この災害によって平地を避けて、集落を通称「法印坂」（ホイ坂という）の丘陵部に移転したのが、現在の集落である。

（三）法印・神社無跡屋敷

石坂の人々が呼ぶところのホイ坂は、法印坂からきている。この坂を登りつめたところに法印屋敷が構えられていたからであろう。この屋敷は小林法印という修験者の家系をひいていた方が藩政時代まで民間信仰の中に力を持っていたのだが、明治政府の神仏分離によっての影響であろうが、明治十年頃に石坂の地を去り所在が明らかになっていない。

この小林法印に対して、文化六年（一八〇九）六月二十三日の日付けによる、藤・椿・片門・洲走・杉山・小巻の六か村が沼田林ほか一か所の山林の寄附と畑高四斗壺升五合の寄進を行っている。この法印の所有は明治十年頃小林氏が他に転ずる迄保有されていて、明治三年に椿村の肝煎役を務めていた石坂の岩淵清之文が記載した『明治三年庚午年六月、岩代国河沼郡牛沢組椿村戸籍』にも、

「一、畑高四斗壺升五合、一、山式か所 社人小林忠信」

と記されている。明和二年建立の「権大僧都法印□□居士」の碑は神仏混淆期の特徴を表わしている墓碑として興味深いものがあるといえよう。なお、石坂の墓地には五輪塔もあり、墓の古いものには元禄三年（一六九〇）、元禄十六年（一七〇三）の記銘がみられる。元禄二年までは一般農民の墓碑建立は許可されていないことから注目すべきことである。

神社には飯盛（飯森）神社と山の神社が祭祀されている。貞享二年（一六八五）の『地下風俗謂付萬覚書』によれば、

「葉郷石坂、一鎮守飯森明神祠地下建立毎年九月廿九日刈上餅ニ而祭」

と飯森神社のことを記している。しかし、山の神社の記載はない。

また、『新編会津風土記』には、

「○飯盛神社（境内東西二十間南北十間免除地）端村石坂の東山上にあり、草創の年代を知らず、鳥居あり、舟木伊勢が司なり。

○山神社（境内東西二十間南北十五間免除地）石坂の戌亥の方にあり、鎮守の初を知らず、鳥居あり、村民の持なり」

とある。さらに『小椿村誌』には、

「飯盛神社式外字宮腰ニ在リ 社地面積百二十二坪、（官有地）神殿東西二尺五寸南北二尺九寸、拜殿東西九尺南北二間半、華表明六尺立九尺石階ヲ構フ五十二級幅三尺五寸、倉稻魂命ヲ祭ル、由緒勸請詳カナラス 祭日九月廿九日、寄附物ニハ石造ノ燈籠四基

ノミ、境内ニハ松一株杉十一株ヲ樹ツ、余ハ雑木ニシテ数フルニ足ラス」また、「山神社 字上台ニ在リ式外ニ属ス 辰位ニ向テ鎮座ス 社地面積百五十坪(官有地) 神殿東西一尺南北一尺一寸 門明四尺五寸高七尺五寸 大山祇命ヲ祭ル 由緒勸請詳カナラス 祭日九月八日 境内樹木ハ杉廿二株雑木四株トス」

と詳述されているが、やはり、由緒勸請期は明らかにしていない。

『新編会津風土記』に「家数十七軒」を有していると記載されていた文化期(一八〇四〜一八一四)以後の石坂の家数は、明治三年の戸籍によると十四軒の家数に減少している。ある時期には三十三軒(三十四竈)、寛文五年には十一軒(十七竈)、文化六年に十七軒、明治三年に十四軒となっているのは何を物語っているのでしょうか。明治三年の『牛沢組椿村戸籍 肝煎清之丈』(山岩淵清司文書)には、この文化から明治への間にかけて無跡となった、甚右エ門、甚左エ門、久八の三名の持高を左のように記載してある。

- 「一、田高式石九斗老升六合 無跡 甚右エ門
- 一、畑高老石五斗四升
- 一、山拾老ヶ所
- 一、田高式石四斗四升式合 無跡 甚左エ門
- 一、畑高老石六斗七升八合
- 一、山六ヶ所
- 一、田高三石六升式合 無跡 藤左エ門
- 一、畑高三石式斗六升

一、山三ヶ所

このほかに、村持として田高三石一斗三升五合、畑高十八石六斗九合、林二ヶ所があったから、これらも当然無跡の高を村持としたと考えられ、文化以前の無跡もあったものと推測される。

現在、石坂には、藤左エ門屋敷とか、甚吉川とか、甚吉の屋敷稲荷、はたまた、十七戸のほかの墓が五つ、六つあると伝えているが、これらは天明、天保の凶作や疫病などのためにであろうか、哀れにも無跡となり果てた石坂の先人の足跡を、はかるに僥ぶよすがとなるものである。

明治3年(1870)石坂村戸籍表

氏名	田高(石)	畑高(石)	漆(本)
岩 淵 常 松	3.288	2.562	74
岩 淵 彦 平	4.646	4.319	39
岩 淵 藤三郎	5.060	3.637	50
岩 淵 林 吉	4.513	3.085	54
岩 淵 義平次	2.198	3.088	55
岩 淵 徳多郎	3.773	2.204	30
田 崎 平三郎	3.989	3.413	35
田 崎 新次郎	3.962	3.404	44
田 崎 円次郎	4.465	3.790	45
田 崎 甚三郎	3.532	3.400	69
田 崎 清 吉	4.362	5.214	17
岩 淵 金十郎	2.169	1.363	4
田 崎 甚十郎	2.651	2.670	46
岩 淵 清之丈	5.569	4.522	61
(甚右エ門 無跡)	2.916	1.540	
(甚左エ門 無跡)	2.442	1.678	
(藤左エ門 無跡)	2.554	2.425	
合 計			

(四) 稲河領椿村山境改申帳

幕藩政時代には椿村は牛沢組に属して石坂を端村としていたが、広大な山を保有していたので、当然他村との山境を明確にしておく

必要が生じた。村と村との山境が明確にされていないと、しばしば自村と他村との間に山争いが起るからである。そうでなくとも、幕藩時代には、麻生と西方、櫻尾と大石田の山争いなどがわが地域内で発生している。特に田方、畑方の乏しい椿村にあっては山は重要な生計基盤であったから、他村との境界を明確にしておく必要があったのである。寛文十年戊辰四月二十四日（一六七〇）椿村では『稻河領椿村山境改帳』を作製して関係当局に対して、

「右之稻河領椿村山境此度明細ニ御吟味被成ニ付私共罷出山境改帳山境並御年貢共ニ少茂相違無之段、為後日山境書物指上ケ申候」として、椿村の肝煎浅右衛門 地首清十郎（端村石坂）同清兵衛、山守長三郎、同清七郎の名で提出した書状があり、現在と比較して山境を考えると興味深いので、その全文を記載してみる（石坂岩淵清司家文書）。

椿村山境改申書物

一、南ハ小牧村境ニ而上椿村家ノ前橋本ニ境壇在、此壇より南ハ小牧村分、北ハ椿村分、右之壇より南ノ方へ小沢を引揚ケ沢頭ノ平ニ飯石と申大石有此石を境にして南ハ小牧村分北ハ椿村分右之境石より丙ノ方へ小曾根ヲ引登也立石之頂ニ境壇有、此段より南ハ小牧村分、北ハ椿村分、右之たんより巳午ノへみのエ廻しニとこなめ沢を引上ケ、此より中ニ大木ノころぶ在、此木本ニ境壇有、此壇より頭無之方ハ小牧村分、戌亥ノ方ハ椿村分

右之壇より丙戌方へ段々曾根続キニ引上道伝ニテ鳩の倉山頂上ニ境壇在、但シ道切ニ南ハ小牧村分、北ハ椿村領分ニ御座候
一、西ハ泥浮山村境ニ而右之段より戌亥ノ方へ曾根続ニ引落シ、壹貫清水ニ三ヶ所之境有、南ハ小牧村分、西北ハ泥浮山村分、東ハ椿村分、右之段より子ノ方へ小平を引通シ、その連より曾根へ引揚ケ小鳥屋ト申所ノ頂ニ壇有、此たんより西ハ泥浮山村分、東ハ椿村分、右之たんより子ノ方へ曾根続ニ引下ケ同山頂ニ壇在 此段より西とろぶ山村分、東ハ椿村分、右之段より子ノ方へ沢伝ニ引下ケぶどう志ざと申所ニ沼在、此沼半分より西ハとろぶ山村分、東ハ椿村分、右之沼より子ノ方へ段々沢続ニ引下ケ谷地頭と申所ニだん在、此段より西ハ泥浮山村分、北ハ青坂村分、東ハ椿村分、右之だんより良ノ方へ段々沢下リニ引落谷地ト申所ニだん有、此壇より戌亥ノ方ハ青坂村分、北東ハ椿村分、右之壇より子ノ方へ沢下リニ引落シ滝ノ沢と申所ニだん在 此壇より西北へ青坂村分良ノ方ハ藤村分 東ハ椿村分 右之たんより卯ノ方へ曾根続ニ引上ケ桐窪曾根ト申所ニたん在、此壇より北ハ藤村分、南ハ椿村領分ニ御座候
一、北ハ藤村山境ニ而右之壇より卯ノ方へ北窪を引落、桐窪と申所ニ境たん在、此段より北ハ藤村分、南ハ椿村分、右之だんより卯ノ方へ段々北沢を引落、同窪之向ニ清水在、此所之水を境ニメ北ハ藤村分、南ハ椿村分、右之壇より卯辰ノ方へ小沢を引落、それより曾根へ引上ケ茶屋場頭ニだん在、此段より北ハ藤

村分、南ハ椿村分、右之壇より卯辰ノ方へ沢を引落、北俣沢と申所ニ田在、此田ノ中ニ境場流、此場より北ハ藤村分、南ハ椿村分、右之だんより卯ノ方へ小曾根を引上ケ、清水西ト申所ニだん在、此壇より北ハ藤村分、南ハ椿村分、右之たんより子ノ方へ小山ヲ壱ツ入込、此山ノ麓ニ清水在、此清水より北ハ藤村分、南ハ椿村分、右之清水より頭無ノ方へ山ノ腰を引廻シ、藤村の葉郷長窪ノ家際ニ境場在此場より北ハ藤村分、南ハ椿村分右ノ場より卯ノ方ノ沢へ引落田在、此ノ田中を良ノ方へ横手ニ引通シ、それより子ノ方へ沢を引登り、道伝ニ曾根へ引揚ケ谷地ノ入と申所ニ境壇有、此たんより西ハ藤村分、東ハ椿村分、右之だんより子ノ方へ小沢を引揚ケ、首□と申所ニたん有、此壇より丙ノ方藤村分、卯ノ方へ椿村分、右之たんより子ノ方へ曾根続ニ引上ケ、大平と申所、山之頂ニたん有、此壇より西北ハ藤村分、東南ハ椿村分、右之だんより頭無之方へ段々曾根伝ニ引落シ、さこ沢口と申所ニたん在、北ハ藤村分、南ハ椿村分右之壇より良ノ方へ蟹沢を引登せ、山寺坂ノ麓ニだん有、北ハ藤村分、南ハ椿村分、右ノ壇より卯ノ方へ道伝ニ大川端へ引落シ、此道より北ハ藤村分、南ハ椿村之領分御座候

一、東ハ揚川ニ而柳津境但シ川半分より東ハ柳津村分、西ハ椿村領分ニ御座候

山御年貢之覺

一、金式分 銀壹匁六粉 毎年上納仕候

是ハ鳩之倉山より出シ申候

一、大豆五升ツ、毎年藤村へ出シ惣山へ自由ニ入来り申候

一、三百式拾文

是ハ每年上納仕候 是ハ先年書上通

右者稻河飯椿村山境此度明細ニ御吟味被成ニ付、私共罷出山境改、山境並御年貢共ニ少茂相違無之段、為後日山境書物指上ケ申候 以上

稻河領椿村

戊四月廿四日

肝煎 浅右衛門

寛文拾年

地首 清十郎

同 清兵衛

山守 長三郎

同 清七郎

柳下五郎右衛門殿

分部太兵衛殿

佐藤吉右衛門殿

渡部安右衛門殿

このように藩政時代に入ると、各集落にも自己の村の境界ということに非常に意が払われ、土地所有意識が根強くなってきたことがわかる。多分に伝承的な話であるが、いつのころか石坂と隣村泥浮山村と青坂村との山境を決めたことがある。山の頂

に立った石坂の人々が早朝でまだ眠りについていてる青坂の家々に向かって「オーイ、この山境で決めるがこれでいいかあ」とどなったが、ねぼけていた青坂の人々は何の応答もしなかったために山境は石坂の村に有利なままに決定したというものである。勿論この話自体は信憑性に乏しいものであるが、山境いをめぐって隣村との間に何等かの交渉ないしは確執なしにすんなりと山の境界が定まるものでないことの、ひとつの裏付けともなる一挿話であろう。

石坂・椿・小巻方部では山に恵まれている。嶽山・桐坂きりざか・甲一貫清水山・袖山・戸屋山・南久保山等の山々がその代表的なものである。藩政時代において椿村(石坂)では村民の共有林があり、いわゆる惣山というものを所有していたわけである。いまでも椿村二十四軒持といわれる椿・石坂両集落の旧戸による共有林があつて、何か事ある時に伐採して用に供しているが、そのほかに二五人で共有の山もあつたようで、明治に入つてもその名残りがみられる。例えば明治三年(一八七〇)には次のような共有者の名がみえる。

- 「一、山沓ヶ所 善之介 又三郎 新平
- 一、山沓ヶ所 清之文 義平次
- 一、山沓ヶ所 駒像 勝多郎 熊次郎 常三郎
- 一、山参ヶ所 彦平 藤三郎 林吉
- 一、山沓ヶ所 徳多郎 清之文 彦平 新次郎 甚十郎
- 一、山沓ヶ所 藤三郎 常松
- 一、山沓ヶ所 林吉 常松

一、山沓ヶ所 義平次 円次郎 常松

一、山沓ヶ所 林吉 新次郎 甚十郎

一、林式ヶ所 村持」

椿・石坂全体で林六十九か所、山二六二か所に及んだが、これらの山々も明治になると、宮腰山・峠山・宇津尾坂山・瑞光寺山・山神山・上立石山等が官有林に帰した。そのうち石坂分について記すと、

「官林

宮腰山 北部ニ在リ耕地ト相半ス 松ヲ生ス 一尺以生三十株

以下三株、柴ヲ刈リ薪ヲ採ル 取交百五十束 則忝(松)ハ目通

ヲ測リ薪柴ハ三尺ノ繩ヲ用ユ(一町五反)

峠山 中部ニ在リ北ハ耕地ニシテ三方ハ山ナリ 而シテ薪柴合

テ十二束ヲ出ス(一反二畝)」

となつてゐる。これら官有の山々を明治以降民有林にする運動が全国的に進められ、石坂方部でも民有林となつたのが多かった。これら民有林となつた中から、他村の人々に転売されたものも相当な面積に及んでいる。戦後においては計画的な植林もされており、将来の生育と集落の経済的基盤の確立とが期待される。

(五) 漆・蠟・紙の生産

藩政時代の椿村(端村石坂を含む)には御役漆木として一六八三木の植え立てが課されていた。このうち石坂の御役漆木は五八六本でさほど多い方ではなかったが、この漆木から年貢として上納しな

ければならなかった漆目は五盃八合六夕六才であった。しかし、実際の上納の実態をみると、漆木数も少なかったらしく、また漆かきも年により豊凶があったらしく、漆目としての全納はほとんどなく不足分を代金納としていくことがわかる。享保年度に例をとると、享保元年（一七一六）に石坂が漆目として上納したのは五盃八合六夕六才のうち七合七夕（約十三パーセント）で、不足漆目五盃九夕六才（約八十七パーセント）に及ぶものは代金納となっていて、此金一両七七文を上納している。また、享保九年（一七二四）には漆が豊かに採れて四盃五合三夕三才（約七十七パーセント）の漆目を上納され、不足漆目代金は八二六文ですんだようである。

反対に享保十五・十六年は漆の不作で兩年ともに漆目上納は僅かに一合（約二パーセント弱）に止まって代納金は一両六一三文にも及んでいない。このように漆の採取が多い年と少ない年との間にはかなりのひらきがみられるが、いずれにしても漆目だけで上納はできず、その不足分を代金納としているのが漆年貢役における石坂の実態であった。石坂の岩淵文書のなかに享保元年申十二月より石坂の釜本役を務めていた岩淵清次右エ門が書き上げた『河沼郡椿村葉郷石坂釜本帳』がある。これは享保元年より同二十年までの二十年間にわたる石坂における漆目及び蠟目について記録したものであってこれによると石坂におけるそれらの大要が推察できる。

次に蠟についてみると、藩政時代に椿村全体（現在の椿・石坂）で御役漆木一、六八三本の蠟出目として七二貫三八〇目があって、

石坂における漆目の上納表

年 度	上納漆目 盃合夕才	不足漆目代金納 両分 文
享保元年(1716)	0.770	1.0077
2	3.547	0.1888
3	2.558	0.2646
4	1.085	0.3825
5	0.300	1.0453
6	1.965	0.3123
7	3.497	0.1898
8	2.402	0.2771
9	4.533	0.0826
10	3.039	0.2262
11	0.042	1.0659
12	2.166	0.2965
13	1.946	0.3136
14	0.180	1.0549
15	0.100	1.0613
16	0.100	1.0613
17	記載なし	記載なし
18	0.740	1.0101
19	2.580	0.2629
20	0.280	1.0469

このうち御年貢蠟三五貫、大買蠟二三貫五六〇目、小買蠟一三貫四八〇目が課せられていた。このうち『前石坂釜本帳』によると、石坂では、年貢、大・小買蠟として二五貫二四匁が年貢役高として課せられていた。これから逆算すると、椿村全体のうち椿分は漆木数が一、〇六七本で漆目として一〇盃九合六夕七才、蠟役高は四七貫一四〇目を課せられていたことになる。

蠟は主として櫛の実から採取するものであるが、会津藩では漆の植え立てを農民に課して、漆及び蠟を上納させて藩の有力な財源とするとともに、会津における漆器・絵蠟燭等の産業を發展させていたのである。

したがって蠟は漆の木の实から採取するのであるが、会津では中世末宝徳年間（一四四九〜五二二）に芦名氏が小川庄の蠟を買いとつ

たことがみえるし、蒲生氏が天正十八年の領内検地には漆木役を定め、上杉景勝も領内の漆木数を調査して役木と定め、一本から木実一升五合の役を課しているほどである。漆は会津藩に限らず東北の諸大名にとっては江戸初期以来専売としてよい対象であったが、特に会津藩においては有力な財源としていた。そのために漆木数を調査して木実を上納させ、藩営の釜本を置いて製蠟させ、市場に販売して利益をあげる一方、漆目明を置いて厳しく脇売りを監視させているほどである。

この蠟目の上納も役高に達しない場合にはその分の代金納となるが、前年の未進分(年貢として課せられた役高の不足分)を翌年になって実蠟として上納することも多く、石坂の釜本役を務めた岩淵家の文書である『石坂釜本帳』の中にも、

「一拾七貫百拾六匁、寅御役之内御未進分上納」
 などのように記載されている。

製蠟の際には、まず蠟分を含む木の実をつぶすのであるが、このつぶした量を石斗升合の単位で表示し、それに蠟の出目分の割合をかけて蠟目を算出するのである。例えば石坂では享保十五年(一七三〇)には、木実六一石三斗二升から筋升一升について二五匁四粉九厘の割で蠟一三一貫八〇匁、同十七年には、木実四六石八斗四升から筋升一升について二六匁四粉七毛の割で九八貫八五〇匁の蠟を採取している。同十九年・二十年にはこの一升から蠟を採取する割合が一五匁二粉六厘四毛・一八匁一分九厘となっていて、筋升一

升から採取する歩溜りが変わっていて年により豊凶のあることを示している。なお、享保年間における石坂における蠟の生産は次のようであった。

石坂における蠟の生産と年貢蠟一覧表

年 度	蠟石高 石斗升合	蠟 目 貫 目	御 役 蠟		本村・椿村 の御役上納 貫 匁	相場蠟金など の払い下げ 両 匁
			貫 目	貫 匁		
享保元年	36.646	67.550	28.609	13.790		6.2244
2	11.960	22.130	5.000	12.900		0.1692
3	30.940	57.800	(丙未進分) 10.726	25.228	0.442	2.1118
4	32.010	60.850	16.850	18.663	3.530	3.3310
5	17.220	30.630	20.000			2.1450
6	13.220	22.600	11.900	6.150		1.2396
7	5.960	10.815	6.150	10.000		3.1049
8	23.880	37.700	13.100	17.000		2.1466
9	8.080	13.535	7.500	4.500		
10	34.140	60.300	26.969	26.681		3.1269
11	37.830	73.800	1.233	31.233	0.029	4.2612
12	42.180	87.150	32.757			6.3552
13	41.280	69.050	32.186			4.0960
14	6.610	11.200	10.920			
15	61.320	131.800	19.952	32.186		9.0025
16	7.037	12.769	10.000			1.0208
17	46.840	93.850	11.500	29.760		4.3560
18	24.910	47.710	14.500	23.100		1.0960
19	17.820	27.200	2.000	20.700		0.3746
20	17.840	32.450	5.590	6.508		2.0674

また、享保元年における明細帳は、次の如く記載されている。

五百八拾六本六分	御役木	七斗八升	一、壹貫三百五拾目	清左エ門
一、五盃八合六夕六才	漆目	壹石壹斗壹升	一、貳貫三百目	清右エ門
内		壹石七斗四升	一、三貫五百目	仁兵衛
七合七夕	有漆上納	壹石式斗九升	一、貳貫五百五拾目	藤四郎
五盃九夕六才	不足漆	八斗三升	一、壹貫貳百五拾目	谷左エ門
此金壹両七拾七文		壹石八斗式升	一、三貫百目	四郎左エ門
壹石貳升	一、壹貫九百目	壹石四斗三升	一、貳貫五百目	新左エ門
式石三升	一、四貫貳百目	壹石七斗五升	一、三貫貳百五拾目	三郎
壹石七斗壹升	一、三貫五百目	九斗七升	一、壹貫六百目	門三郎
五斗七升	一、九百五拾目	五斗壹升	一、八百目	庄三郎
壹石四斗貳升	一、貳貫五百目	壹石式斗貳升	一、貳貫貳百目	鷗右エ門
壹石壹升	一、壹貫五百五拾目	壹石八斗三升	一、三貫五百五拾目	彦兵衛
壹石貳斗七升	一、貳貫貳百目	壹石六斗四升	一、三貫五百五拾目	吉兵衛
壹石九斗三升	一、三貫六百五拾目	八斗三升	一、壹貫三百目	儀左エ門
九斗七升	一、壹貫五百五拾目	式石三斗五升	一、四貫五百目	次郎左エ門
七斗三升	一、壹貫六百目	小三拾六石四斗五升	但シ筋升ニ而	
七斗壹升	一、壹貫百五拾目	此蠟六拾七貫五百五拾目		
七斗四升	一、壹貫六百目	内		
壹石三斗四升	一、貳貫七百五拾目	下貳拾八貫七百九匁	申ノ御役蠟ニ上納	
		引貳拾五貫貳百貳拾八匁		
		下三三貫七百九拾目	御相場蠟ニ上納	
		此金壹両貳分七百五拾六文		

下拾五貫目 御相場蠶ニ上納

此金壹兩三分四百四拾文

目払五貫八百目 右同断

此金貳分六百九拾三文

四貫貳百五拾三匁 若松御蔵秤掛減リ

三分四百四拾五文 未ノ御下リ金

三分四百四拾五文 申ノ御下リ金

一、三貫百七拾目 申ノ粕蠶

内

下ノ下 貳貫四百五拾目 御相場蠶ニ上納

此金壹分百七拾文

目払四百八拾文 右同断

此代百八拾五文

貳百四拾目 若松御蔵秤掛減リ

四百三拾九文 粕金遊之下

代金ノ六兩貳分貳百四拾四文

このように年貢蠶の外に相場蠶というものがあって、これは時価によって藩が買い上げるので、これらは石坂においても現金収入として重要な財源であったのであるが、これらは漆木を多く有し、かつ多量の蠶を採取できた他の集落としても重要なものであったことはいうまでもない。

石坂の釜本岩淵家で製蠶されたものは若松へ送られたわけであるが、伝えるところによるとこの時盗賊に遭い、そのためそれを防ぐのに刀を所持することを許可されたというが、これらは藩の有力な財源である蠶をめぐる藩の方針の一端がうかがえて興味ある話である。

ごく最近まで岩淵家にはこれらの製蠶器具を保有されていたとのことであるが現在はない。

椿・石坂における紙の生産は『貞享二年地下風俗謂付万覚書』に「家業紙を濼き……御役紙式束宛毎年上納、但紙濼拾人宛ニ而納御買紙前金三分毎年借用仕り、出原紙ニテ上納」とあるように、現在柳津町では僅かにその製紙の法を伝えている野

老沢とともに、藩政時代にはさかんに出原紙の生産が行われていたようで、ある時期には御役紙としての上納が式束より四束に及んだこともあるが、明治に入ると次第に衰えていき、明治十五年（一八八二）には、小椿村（椿・石坂・小巻）全体で紙濼きを家業とするものは僅かに一戸を数えるのみとなっていった（『小椿村誌』）。これは最近まで製紙されていた岩淵俊正氏（現門前町）ことからもうなずかれるところである。

（六）明治以降の石坂

明治初期の石坂の村況は、次頁の表のようであった（明治三年牛沢組椿村戸籍）

石坂の肝煎を務めた岩淵清之丈は後に曾祖父清十郎の名称を襲名

明治3年(1870)石坂村戸籍表

氏名	田高(石)	畑高(石)	漆木(本)	人数
岩 淵 常 松	3.288	2.562	74	4
岩 淵 彦 平	4.646	4.319	39	5
岩 淵 藤三郎	5.060	3.637	50	11
岩 淵 林 吉	4.513	3.805	54	7
岩 淵 義平次	2.198	3.088	55	7
岩 淵 徳多郎	3.773	2.204	30	3
田 崎 平三郎	3.989	3.413	35	9
田 崎 新次郎	3.962	3.404	44	4
田 崎 円次郎	4.465	3.790	45	7
田 崎 甚三郎	3.532	3.400	69	8
田 崎 清 吉	4.362	5.214	17	2
岩 淵 金十郎	2.169	1.363	4	6
田 崎 甚十郎	2.651	2.670	46	8
岩 淵 清之丈	5.569	4.522	61	11
社人 小林忠信		0.415		
無跡 藤左エ門	3.604	3.260		
無跡 甚右エ門	2.916	1.540		
無跡 甚左エ門	2.442	1.679		
無跡 久 八	2.554	2.425		
村 持	3.135	18.609		

して、明治の地祖改正には土地測量作業にしたがい、小椿村の字限
 図面のほか、他村の絵図面作製をなして、後には、河沼郡会議
 員などを務めて多彩な活動を示したが、同家には、この清十郎作製
 による『小椿村絵図面』及び、『字限土地台帳図』を、今に伝えて
 いる。

また、石坂では明治時代には堤の改修、上ノ堰・中ノ堰・下ノ堰
 を再新築田地区にしたり、約二町歩にわたる開田事業などを進め
 たりしている。

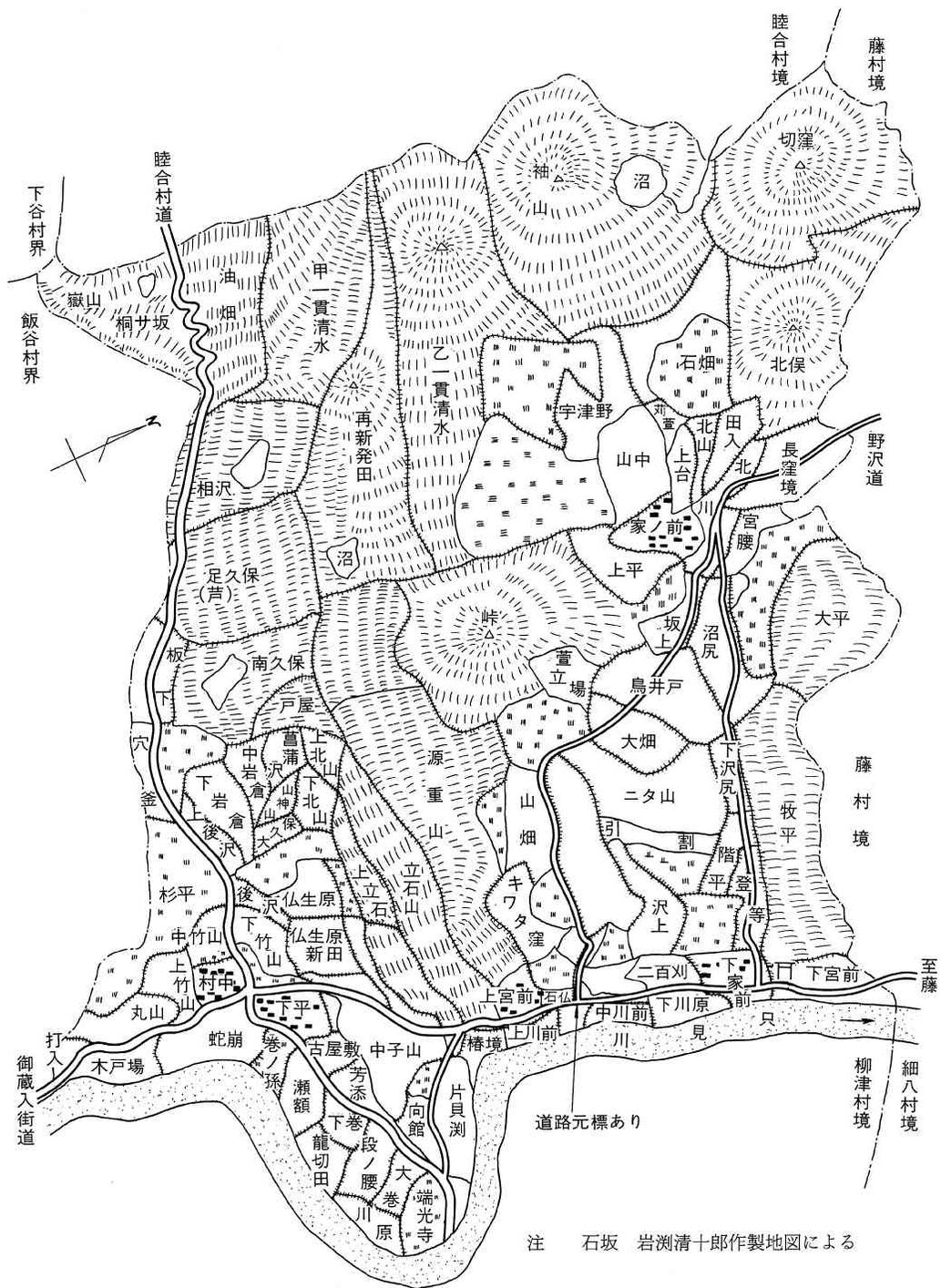
明治末期には、野沢街道改修が計画され、当時の柳津村外二ヶ村
 組合長目黒重介氏の名で、補助金交付申請をしているが、その改修
 計画が許可されて、直ちに着手されたかどうかは明らかでない。

但し、大正十年に椿・石坂・藤の人々が、野沢街道改修による潰
 計をもとに「地種組替願」を福島県知事宮田光雄宛に提出している
 ので、この時期の改修はまちがいない。

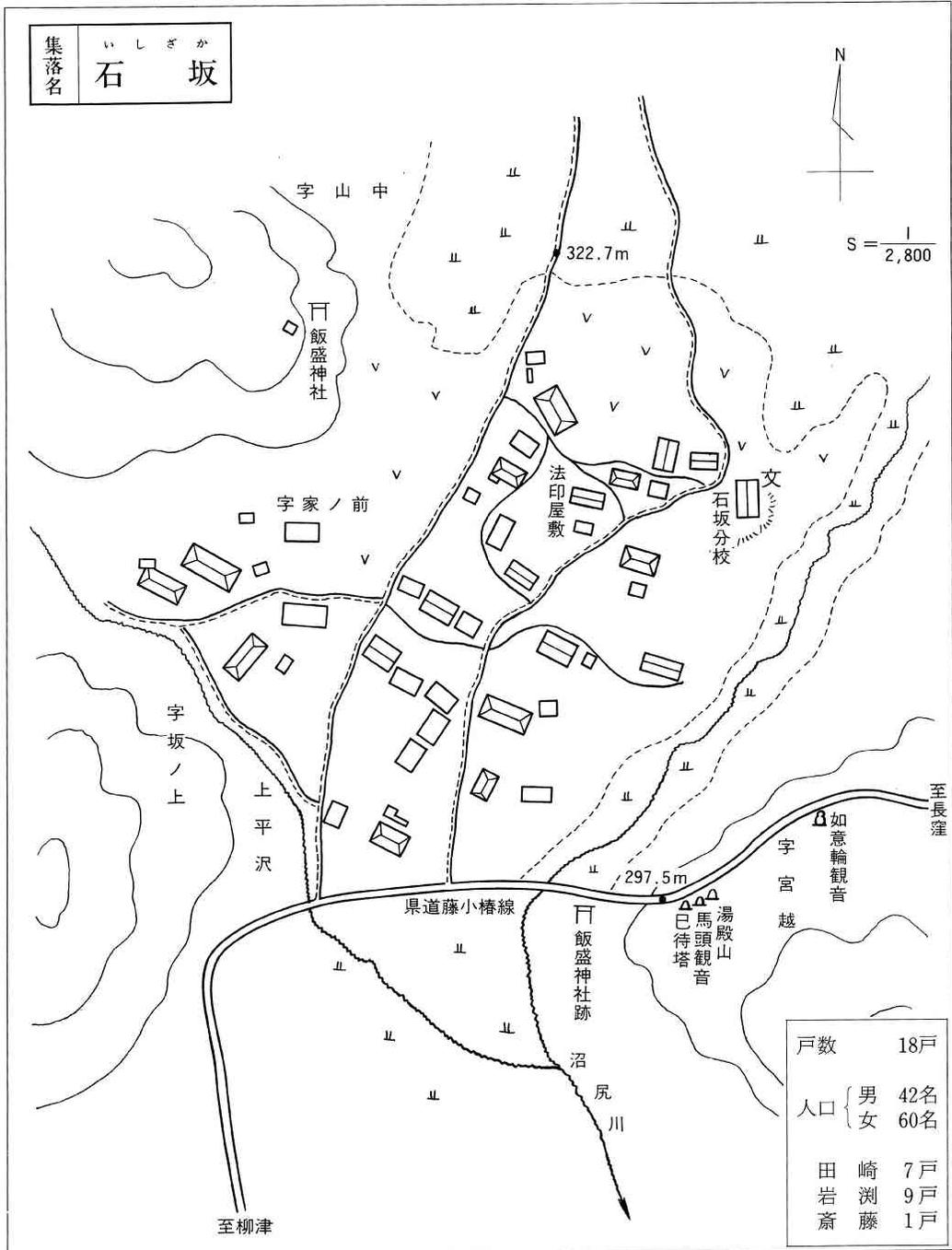
昭和七年(一九三二)五月十九日に、石坂では火災があり、母屋
 小家計十八棟が焼失した。

戦後においては、昭和二十三年には大火となり、石坂分校も焼失
 した。

産業としては、農業の基盤として、水田約十町歩(十ヘクタール)
 を耕作し、特徴的な産業として、煙草の栽培が取りあげられる。昭
 和四十五年ごろより、煙草の特産団地として、約十町歩(十ヘクタ
 ール)を、十二戸加入で経営している。この経営は実績をあげてい
 る。昭和五十年には、細越とともに福島県知事より表彰を受けてい
 るほどである。



小榎村村図 明治7年(小巻・榎・石坂三村)合併時



第四章 政治・社会

第一節 行政機関の変遷

(一) 幕政以前

大同年間（八〇六―九）に、磐梯山恵日寺が建立される以前は、行政系統は詳かでない。しかし徳一が会津の諸所に寺を創建してからは、全会津支配の色彩がみえてきた。

① 恵日寺支配

恵日寺は会津五薬師の東方薬師で、仏教信仰の一点であるとともに、支配の権力をも持っていた。即ち十八万石の上納米を集めていた。今も一部の町村には「稻初穂」として、その年の初穂を奉ることになっている。磐梯明神というが、勿論これは恵日寺の管掌になっていたことでもわかる。

② 芦名氏支配（会津初の領主）

文治五年八月、源頼朝は三浦十郎左衛門尉平義連を会津領主に任じた。義連は子供六人を会津各地に配して支配した。わが町もこれから、領主芦名氏に属し、天正十七年（一五八九）七月、伊達政宗に亡ぼされるまで、およそ四〇〇年間の支配をうけた。

③ 蒲生氏支配（九十二万石領主）

秀吉はこのあとに蒲生氏郷を配した。氏郷は僅か四十歳そこそで病死し、秀行の慶長三年までおよそ八年間の支配をした。

④ 上杉氏支配（一二〇万石領主）

慶長三年から同六年までおよそ三年間の支配をした。

⑤ 蒲生氏再支配（六十万石領主）

秀行は宇都宮から、慶長六年再度会津領主となり、寛永四年までおよそ十二年間の支配をしている。

⑥ 加藤氏支配（四十万石領主）

加藤嘉明は、寛永四年から会津に入り、成明の寛永二十年までおよそ十六年間支配をした。

⑦ 松平氏藩主として支配（二十三万石藩主）

保科正之公が、寛永二十年会津に入部して、明治元年まで九代およそ二二五年間の支配をした。

松平時代以前（寛永十七年頃）に組制が行われ、わが町も、牛沢組・野沢組・大谷組・滝谷組・高田組の五組に編入されていた（後表の通り）。更に御蔵入と御私領と別称するようになり、御蔵入は幕府直轄の所謂天領、そして御私領は松平藩領になった。町内で御蔵入に指定されたのは、おおかた西山地区で左の集落である。湯八木沢村・五畳敷村・砂子原村・黒沢村・冑中村・芋小屋村・大成沢村・琵琶首村・漆峠村・高森村・遅越渡村・九々明村・鳥屋村・牧沢村・中村・田代村・大領村の十七ヶ村であった。

「万太兵衛其後長久保申処切立申候事」

と同書にはある。これによると万太兵衛は石坂出住後さらに長久保（長窪）へ出住したことになる。残念ながらこの万太兵衛の長窪出住の時期は記録されていないが、これが岩淵系の長窪への出住の始まりと推測される。

藩政時代の藤の集落はどのような規模であったろうか。元禄二年（一六八九）の『藤村五人組帳』によると、当時の藤村には端村の長窪・大牧を含めて二十九組の五人組があり、端村長窪には一組だけしかなかった。この一組には清七郎・七郎衛門・七兵衛・清四郎源三郎・弥蔵、計六名の名が記載されている。この五人組帳には、百姓・水呑・名子のすべてが登載され、後書きにも、

「右書上申通百姓水呑名子等二至迄、向後共二屯人も相違無御座候」

とあるから、当時の長窪は戸数六戸ほどの集落であったと考えられる。

延宝二年（一六七四）藤村には検地が実施され、村高三五〇石の本田が四十九石五斗壹升四合も打ち減らされ、高三〇二石三斗五升二合と打ち出された。その際に藤本村分が二八九石七斗四升四合、長窪が十二石六斗八合となり、長窪の名が免定に始めて記載されている。この『稻河領藤村免定』によると、

「拾式石六斗八合 長窪分 取八石八斗式升六合 免七ツ成」
とあり、実に七割に当たる高率の年貢を課せられている。しかし、

延宝八年（六ツ八分）天和元年（六ツ壹分）貞享元年（五ツ六分）元禄二年（四ツ三分）元禄十二年（四ツ五分）と年貢率も低くなっている。

長窪では延宝から正徳年間にかけて耕地の開発が進み、正徳四年（一七一四）には、本田十二石六斗八合のほかに、二十四石八斗二升九合の新田が長窪の村高となっている。

享保三年（一七一八）の長窪の村高・耕地・年貢の実態は次のようである。

享保三年 河沼郡藤村当免定

拾六石四斗壹升九合 長窪分

内 九石壹斗六升八合 田高

此反畝八反拾歩 取米四石五斗壹升六合

此内

上田 壹反壹畝拾歩 取米 七斗三升壹合

中田 壹反六畝壹歩 取米 九斗七升三合

下田 五反式畝式拾九歩 取米 式石八斗壹升式合

七石式斗五升壹合 畠高

取金 壹両壹分 銀八匁四粉五厘

高式拾四石八斗式升九合 新田

取五石九斗五升九合 但式ツ四分

内壹石四斗八升九合 米方

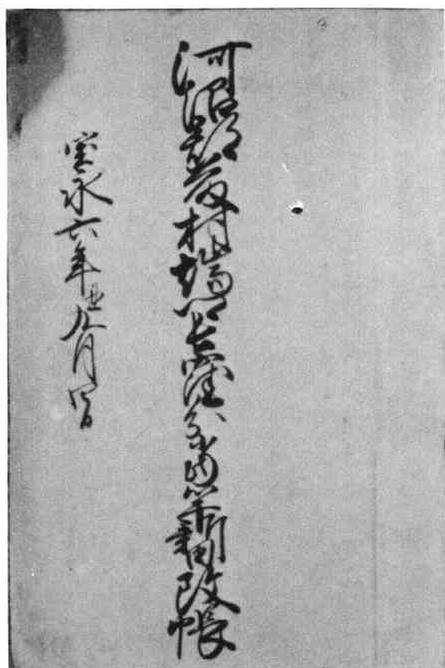
四石四斗七升

金方

このような新田開発にともない戸数六戸の長窪の集落も、長い年月の中に漸次戸数を増したらしい。文化年間の長窪は『新編会津風土記』に、

「。長窪 本村（藤村をさす）の西一里にあり家数十軒 東西五十三間南北四十間牛沢組柳津村にゆく道をはさみ山間に住す」とある。

明治維新も間近い幕末期の文久二年（一八六二）には『藤村高年限帳』に、嘉六・伊佐衛門・太兵衛・太七・亀蔵・金左衛門・佐五右衛門・甚助、の八戸が建百姓として記載されている。これによると、藩政時代末期の長窪の建百姓戸数は八戸であるがそのほかに建



安永6年長窪新田改帳

百姓でない家数があつたかもしれない。

宝暦五年（一七五五）には長窪方面は不作であつたらしく、本田十六石余の村高に対して八石五斗三升五合（免五ツ二分）の年貢が課せられたが、不作引としてこの年貢から一石九斗七合が減石されている。

長い藩政時代には数多くの天災があつたが、天明三年（一七八三）長窪では本田で五升一合、新田で四斗七升八合の減石をみただけである。ところが本村藤では本田で四石四斗余、新田で十九石六斗余、合計六十石ほどが年貢から減石されているほどに凶作であつた。藤の集落が天明の凶作で、かつて一二〇戸を有していたのが、六十余戸と半数に減じたというのもあながち根拠のないことではない。それに対して戸数が減するどころかむしろ増戸している藩政時代の長窪の発展は、その立地条件からみても驚異に価する。

藩政時代の藤村は、

「藤村 此所家職春秋出原紙漉紙、不漉者薪を伐、秋は柿をむき串かきとなし坂下村市江出シ商売ス」(『貞享二年野沢組風俗改書上申帳』)

というものであり、また隣村の石坂・椿も、

「家業紙を漉并薪を伐炭焼坂下市江出売買渡世を営候」(『貞享二年椿村端郷石坂万覚書』)

というものであるから、長窪でもこのように紙漉・薪取・炭焼・串柿作りなどの家業をしていたと考えられる。

事実、文久二年（一八六二）の『藤村高分限帳』には、

「藤村紙すき、二分嘉六・二分太七・二分甚助・右者 当戌紙すき人別申上候」

と記述されているが、この嘉六・太七・甚助はいずれも長窪の住民である。なお、嘉六の家は藤の端村である長窪の組頭の地位にあつた。

(二) 明治以降の長窪

明治に入っても長窪は藤村に属していた、明治十一年迄は藤に戸長役場が置かれたが（下藤現齋藤淳氏宅）、十二年に片門村に連合して、片門に連合の戸長役場を置いたので、長窪では不便を極めた。長窪から塩峯峠を越えて上藤を経て下藤に達するのも容易でなかつた。

明治十五年に藤村では藤だけで単独に戸長役場を設置して欲しい旨を時の県令三島通庸に願ひ出ている。この中に長窪の後藤多十郎の名があり、絵図面には藤・長久保道は塩峯峠越え七里十六町余と記されている。

明治十七年（一八八四）から藤峠を越える越後街道が本街道となり、これによって長窪方面でも交通が便利になった。明治十四年に長窪から本村藤村の小学校に通学する児童の不便と、石坂から野老沢の飯谷小学校通学児童の不便さから石坂分校設置願が出され許可された。

分校之儀ニ付願

右石坂分ハ飯谷小学校組合、長窪分ノ儀ハ藤小学校組合ニ御座候処、何レモ通路七里拾町余ニシテ嶮岨其ノ中ニ在リ、生徒ノ往復ハ無論雨天等ノ節ハ大人ニシテ通行及兼候、上ニヨリ幼少ノ生徒等ハ自然ト不就学シ罷成候ニ付、両父兄奮発シ各金投シ石坂分外老ケ村（長窪をさす）組合分校致度、左スレハ通行便路ニシテ幼年ノ学齡生モ就学致候、願意御聞届被下度此段奉願候

明治十四年五月廿六日

河沼郡小樺村総代 岩淵清十郎

同郡藤村 総代 岩淵 金八

飯谷小学区学務委員 新井田幸次

藤村戸長 齋藤 久次

飯谷村戸長 目黒孫十郎

（傍点筆者）

当時の分校目論見書は次の大要であつた

分校設置目途書

一、飯谷小学校石坂分校

石坂分小林政光宅借家

学齡 十七人石坂 十二人長窪

戸数十四戸 人口九十四人 石坂分

戸数七戸 人口五十四人 長窪分

そして教育経費計年間六十四円、教員月給三円五〇銭を見積っている。これによると石坂分校は小林政光宅に設置されたい。

明治二十一年（一八八八）十一月、長窪では惣代人岩淵嘉六・岩淵金八・岩淵万太郎を立てて、明治十一年に民有地から官有地に編入されてしまった長窪村共有の山林地の民有地引直願を県に提出した。これは字沢入・横牛・外ノ口山・雨沼などの反別六反八畝二十四歩にわたる柴山、草野地の長窪村共有としての払い下げを願ったものである。

右ハ従来一村共有地トナシ下柴秣草等ニ至ル迄自由ニ刈伐シ居候処、既ニ去明治十一年度山野御改正ノ際一旦民有地ニ取調候モ、格別確乎タル成績モ無之且ツ民費多端ノ際ト謂モ旁イ負担ノ重キヨリ官有地ニ取調申候処、自各耕地ノ隣地ニシテ草木モ繁茂致居候得者当村之義ハ飼馬ノ□□用秣草ニ差支困難罷在申候間、今般一村共有地トナシ書面ノ代金ヲ以御払下被成下度、御許可之上ハ代金御成規之通り上納可仕候、依テ別紙実測絵図面相添此段奉願候也。

岩代国河沼郡藤村ノ内長窪分共有願人総代 岩淵 嘉六
 明治廿一年十一月 隣地保証人 岩淵 金八

全 岩淵万太郎
 同総代人 小滝満次郎
 福島県河沼郡柳津村外八ヶ村戸長 佐瀬 雅蔵

福島県知事山田信道殿代理
 福島県書記官永峰溜吉殿

とある。これは同時期に藤村でも提出したものである。しかし藤村の願いが却下されたと同様に長窪でもあえなくにぎりつぶされてしまった。この後、大正・昭和初期から戦後と長い年月をかけて、国有林解放が徐々になされたのである。

明治から大正にかけては、柳津から石坂・長窪を経て越後街道につながる野沢街道が県道改修工事として取り上げられ、道路の改良がなされて馬車の通行も便利さを増してきた。

特に昭和三年（一九二八）に柳津まで鉄道が開通して坂下若松方面との交通、物資運輸も利便を増してきた。

昭和三十年代の長窪は耕地面積が田五ヘクタール、畑七ヘクタールあり、山林も共有、個人有ともかなりあり、米・大豆・麦類・木炭・葉煙草が中心でこれを基に生計を立てていた。

鎮守稻荷神社は寛正二年（一四六一）ごろに建てられたといい、その後改築されている。祭日は大正年代よりは旧三月二十八日となっていたが、戦後統一されている。

現在の長窪は岩淵五戸・後藤六戸・計十一戸であり、交通条件も整備されて、柳津・坂下・若松・野沢方面への往来も便利になっている。

